

第 3 号

(3月3日)

令和8年 熊本県議会 2月定例会会議録

第3号

令和8年3月3日(火曜日)

議事日程 第3号

令和8年3月3日(火曜日)午前10時開会

第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(45人)

星 野 愛 斗 君
 高 井 千 歳 さん
 住 永 栄一郎 君
 亀 田 英 雄 君
 幸 村 香代子 君
 杉 蔦 ミ カ さん
 立 山 大二郎 君
 斎 藤 陽 子 さん
 本 田 雄 三 君
 岩 田 智 子 君
 堤 泰 之 君
 南 部 隼 平 君
 前 田 敬 介 君
 坂 梨 剛 昭 君
 荒 川 知 章 君
 城 戸 淳 君
 池 永 幸 生 君
 竹 崎 和 虎 君
 吉 田 孝 平 君
 中 村 亮 彦 君

増 永 慎一郎 君
 高 島 和 男 君
 松 村 秀 逸 君
 岩 本 浩 治 君
 西 山 宗 孝 君
 河 津 修 司 君
 楠 本 千 秋 君
 橋 口 海 平 君
 緒 方 勇 二 君
 高 木 健 次 君
 高 野 洋 介 君
 内 野 幸 喜 君
 岩 中 伸 司 君
 城 下 広 作 君
 西 聖 一 君
 山 口 裕 君
 瀧 上 陽 一 君
 坂 田 孝 志 君
 溝 口 幸 治 君
 池 田 和 貴 君
 吉 永 和 世 君
 松 田 三 郎 君
 藤 川 隆 夫 君
 岩 下 栄 一 君
 前 川 收 君

欠席議員氏名(2人)

西 村 尚 武 君
 前 田 憲 秀 君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
 副 知 事 竹 内 信 義 君

り一層取り組んでいかなければならないとの意を強くいたしました。

3つ目は、阿蘇中岳のヘリコプター事故です。

この事故で、台湾から来られた旅行者を含めて、3名の搭乗者と見られる姿が現場で確認されているものの、いまだに救出のめどが立たない状況が続いております。

観光立県を宣言し、国内外からの観光客の誘致に取り組む中で、大変痛ましい事故が起きてしまいました。火口内での救出は技術、時間的にも非常に困難なこととは思いますが、一日も早く御家族の元にお帰りいただける日が来ることをお祈りいたしております。

それでは、早速質問に入らせていただきますが、知事、今日は、縁起を担いで、幸せの黄色いネクタイを選んできました。どうぞ、全ての質問において、議場の皆様がハッピーになれるような答弁をお願いいたします。

まず、木村県政2年目の総括、3年目への思いについて質問をいたします。

木村知事が熊本県知事に就任されてから、間もなく2年が経過しようとしています。木村知事が掲げられていた選挙公約の中には、県民の命と暮らしを守る防災や本県の課題である水俣病問題、令和2年7月豪雨からの創造的復興はもちろんのこと、長年にわたり本県の懸案事項でありながら、なかなか歩みを進めることができていなかった渋滞問題の解消やスポーツ施設の整備等も盛り込まれており、知事の熊本をよりよくしたいという強い思いを感じました。

知事就任以降、現場主義の下、地下水や渋滞の問題に部局横断的に対応するための推進本部の設置や食のみやこ推進局の設置といった組織改編など、御自身の政策を推進するために必要な取組を敏速に実行してこられたと感じています。

そして、知事としての2年目の年は、国内外で様々な出来事があった1年ではなかったでしょうか。

国政においては、先ほども申し上げましたが、女性初の総理大臣として、高市首相が誕生するとともに、高市内閣には、県選出の木原衆議院議員が官房長官、金子衆議院議員が国土交通大臣として入閣され、地元県議として大変心強く思っております。

そして、去る2月8日には、解散による衆議院議員選挙が行われ、高市総理が再び多くの国民からの信任を得る結果となりました。我々自民党熊本県連としても、高市政権との連携を密にしながら、強い経済といった公約の実現に向け、挑戦を続けてまいります。

そして、海外においては、アメリカでトランプ大統領が返り咲き、数々の政策が世界経済にも影響を及ぼす中、つい先日、2月28日には、アメリカとイスラエルがイランを攻撃するなど、混迷の拡大が危惧される状況になっております。

また、県内においても様々な出来事がありました。その中で最も印象に残っている出来事は、やはり令和7年8月豪雨ではなかったかと思えます。

発災直後から、県議会、県選出国會議員と県執行部から成るチーム熊本で、国に対して要望活動等を行うとともに、速やかに復旧・復興プランを策定するなど、敏速な対応がなされました。しかしながら、今もなお県内で800人を超える方々が仮設住宅での生活を余儀なくされているなど、一日も早い復旧、復興が望まれています。

このほかにも、木村知事は、空港アクセス鉄道整備の方向性や県立大学への半導体学部の設置など、重要な取組を表明されました。さらに、知事は、今後の熊本県の発展に重要な役割を果たす県

有スポーツ施設の整備についても、整備の方向性を示されました。

このような様々な取組を進めてこられました。が、就任2年目の最後の議会となるこのタイミングで、できたことやできなかったことなどを振り返り、総括していただきたいと思っております。その上で、任期の3年目を迎えるに当たり、物価高騰や少子化への対策、さらには、本県特有の令和2年7月豪雨からの創造的復興、緑の流域治水など、これからの県政をどのように運営していかれようとお考えなのか、知事の思いをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 自由民主党の代表質問として、高木先生から御質問いただきました。

まず、知事就任2年目の総括についてお答え申し上げます。

私は、2年前、熊本という地に日本一のポテンシャルを感じて、今後の人生をこの地で生き抜くという決意を固めて、知事選に挑戦し、県民の負託を受け、熊本県知事に就任することとなりました。

この2年間、無我夢中で県政のかじ取りを行ってまいりましたが、任期2年目における最も大きな出来事は、やはり、議員御指摘いただいたとおり、令和7年8月豪雨であったと思っております。改めて、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

発災直後、私自身が被災地の現状を把握するため、各地元選出の県議会議員の先生方とともに被災現場に伺いまして、被災された方々や被災市町村長の皆様と直接お話を重ねてまいりました。

その上で、県選出国会議員の皆様とともに、チーム熊本として国に緊急要望を行い、本県の状況を各省庁にお伝えし、多くの困難はございました

が、粘り強く協議を続けてまいりました。

その結果、商工業や農業の分野において、熊本スペシャルと言える本県独自の復旧支援策の実現に至りました。

一方で、内水氾濫を含めた浸水対策や災害ボランティアの確保といった課題が発生したことから、庁内や関係者間で、それらの解決に向けた検討を行ってまいりました。

浸水対策については、ハード整備と並行して、内水ハザードマップなどのソフト対策の強化も推進してまいります。

また、災害ボランティアの確保については、市町村などとの連携を強化し、平時からの事前登録を推進してまいります。

このような取組を通じて、一日も早い被災者の方々の生活再建や次なる災害への備えを進めてまいります。

また、今年度は、議員御指摘いただいたとおり、知事として大きな決断を行った1年でございました。空港アクセス鉄道やスポーツ施設などは、今後の熊本の発展に重要な役割を果たすと同時に、私たちの子供さんたちやお孫さんたちの世代まで活用されていくものでございます。次の世代の方々にも、利便性の高いインフラ施設として、しっかりと活用していただけるよう、関係団体、市町村長と連携しながら進めてまいります。

次に、知事就任3年目への思いについてもお答え申し上げます。

任期の折り返しとなる来年度は、これまでまいってきた政策という種が、たくさんの花を咲かせ、実をつける年にしたいと思っております。

そのような思いの中で、まずもってなすべきは、県民生活に今大きな影響を及ぼしている物価高騰への対応でございます。

今定例会に提案しております国の経済対策に対

応した取組ですとか、本県独自の地域活性化策等を予算成立後速やかに実行するなど、スピード感を持った対応を行ってまいります。

また、私は、これまで、行政の根幹は福祉と教育、人づくりであると申し上げてまいりました。少子高齢化が進む中で、人を育てることの大切さと同時に、その難しさも実感しております。

そのため、来年度は、教育、福祉分野の人材育成ですとか、児童生徒の読解力の向上に向けた取組などの創設、拡充をして、福祉、教育政策の充実を図っております。

また、県民の見える不満であります渋滞問題、渋滞対策につきましては、これまで、交差点改良などの短期政策に加え、来年度は、長期的な取組であります熊本都市圏3連絡道路について、熊本市と連携し、調査等を加速してまいります。

令和2年7月豪雨からの創造的復興につきましては、令和8年度上半期でのくま川鉄道全線運行再開と連動した地域のにぎわいの創出でありますとか、国等と連携した被災道路、橋梁の復旧などに全力で取り組んでまいります。

あわせて、緑の流域治水の推進に向けて、新たな流水型ダムの本体工事着工に向けた取組も着実に進めてまいります。

そして、五木村、相良村をはじめとする流域市町村の振興について、関連する基金への積立てにより、中長期的に支援をしてまいります。

知事就任以降、私自身が市町村にお伺いして、県民の皆様の声をお聞きするお出かけ知事室につきましては、これまで43の市町村を訪問し、672名の方々に御登壇いただいて、直接意見を交換し、3,500名を超える方々に傍聴していただきました。

地域の実情を踏まえた施策や課題の提案など、改めて、現場主義の重要性、有効性を再認識した

ところでございます。

今年度で全ての市町村への訪問を完了する予定でございますが、来年度以降も引き続き、県民の皆様の声を直接お聴きする機会を確保してまいりたいと考えております。

任期の折り返し地点に差しかかり、この2年間で、熊本が力強く成長していく姿を目の当たりにすると、私が行ってきた多くの選択と決断もお役に立っているのではないかと、少しずつ手応えを感じてきているところでございます。

しかしながら、私が目指す県民皆さんが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の実現に向けた道のりは、まだまだ道半ばでございます。引き続き、県民の皆様様の様々なお声に謙虚に耳を傾けるとともに、県議会の皆様様の御指導、御助言をいただきながら、全庁一丸となって取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 知事の任期2年目の受け止めと3年目に向けた思いについて、明快な御答弁をいただきました。

来年度から、木村県政は任期の折り返しに入ります。少子高齢化などの我が国が抱える全国的な課題、そして、令和2年7月豪雨からの創造的復興といった本県固有の課題など、決して道のりは平たんではありませんが、熊本が持つ日本一のポテンシャルを最大限に引き出し、たくさんの花が咲き、実をつけることができるよう、木村知事には、引き続きしっかりと頑張っていただきたいと思います。

次に、令和8年度当初予算について質問いたします。

11月県議会定例会の一般質問において、知事は、令和8年度当初予算の編成に先立って示され

た大まかな財政収支の見通しにおいて、119億円の財源不足が生じるという状況であることを受け、厳しいシーリングを設定し、事業のスクラップにもしっかりと取り組むことを答弁されました。

これは、熊本地震や令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨からの復旧、復興を最優先に進めながら、くまもと新時代共創基本方針で示した県政発展につながる取組も進めるという、財政的に非常に難しいかじ取りが求められる中で、これをともに成し遂げたいとの知事の強い思いが込められていたと思います。

先ほど、知事は、任期の折り返しを迎える中で、災害からの復旧、復興や渋滞問題など、課題への対応を進めるとともに、知事として決断を行った大きな事業やプロジェクトも進めていくことを答弁されました。

11月県議会定例会でも、知事は、本県の将来の発展へとつながる施策への積極果敢な投資も欠かすことはできないと述べられ、半導体関連産業の集積などを通して、地域経済の活性化が期待される中、県有スポーツ施設や空港アクセス鉄道など、これらの大規模プロジェクトへの県民の期待もどんどん高まっております。

しかし、これらの事業を進めるためには、相応の財政負担が当然に発生します。加えて、近年の経済、物価動向を受け、物価高への対応、社会保障関係費や人件費の増加に加え、小学校給食や高校授業料など教育無償化への対応など、避けられない義務的な経費の増加も懸念されます。

実際に、本定例会に提案されている令和8年度当初予算は、前年度比905億円増と過去最大の9,353億円となっています。

先ほども申し上げましたが、119億円という財源不足が見込まれるような大変厳しい財政状況の

中、一方で、予算額としては過去最大となった点を踏まえ、3点質問をいたします。

1点目は、令和8年度当初予算が過去最大となった要因について、2点目は、歳出抑制や歳入増加策を含め、119億円の財源不足をどのように解消したのかについて、3点目は、今回の当初予算編成を踏まえた今後の財政運営上の課題について、総務部長にお尋ねします。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) 1点目の当初予算が過去最大となった要因についてお答えします。

議員御案内のとおり、令和8年度当初予算案の規模は、9,353億円と過去最大であり、対前年度比で905億円の増額となっています。この増額には3つの要因があると考えています。

1つ目は、最優先に取り組むこととしている令和7年8月豪雨を中心とした災害復旧事業に要する経費の190億円増によるものです。

2つ目は、学校給食費や高校授業料に関する教育無償化、令和8年度の地方財政対策で新たに創設された費目である地域未来基金費の積立てなど、国の施策と連動した経費の259億円増によるものです。

3つ目は、地方消費税等の税収増に伴う税交付金、人事委員会勧告を踏まえた人件費、過去の大規模災害に係る県債償還の本格化や金利上昇に伴う公債費など、義務的な経費の441億円増によるものです。

このほか、近年の人件費の上昇や物価高騰等により、県有施設の維持管理費をはじめ、事業全般で必要経費が増加したことも影響しています。

2点目の財源不足をどのように解消したのかについてお答えします。

令和8年度の当初予算編成に係る通知の中で示した大まかな財政収支の見通しでは、119億円の

財源不足が見込まれる状況にありました。そのため、予算編成に当たっては、改めて知事から全庁に対しスクラップ・アンド・ビルドの取組を指示していただくとともに、厳しいシーリングを設定し、これまで以上に事業の選択と集中を徹底してまいりました。その結果、一般財源で10億円を捻出することができました。

また、一般財源の充当を想定していた事業について、国の経済対策で措置された重点支援交付金を活用することで、36億円の財源を捻出しました。

さらに、行政改革推進債や調整債など、交付税措置のない、いわゆる資金手当債の発行により、70億円を確保することとしました。

これらの対策により、財源不足の解消を図ったところです。

3点目の今後の財政運営上の課題についてお答えします。

今回、交付税措置のない資金手当債までも活用することで財源不足を解消しましたが、近年80億円程度で推移していた財政調整用4基金の残高は、令和7年8月豪雨への対応で取り崩したまま、52億円にとどまっています。

一方で、本県においては、今後も、半導体関連産業の集積に向けた社会資本整備に加え、県有スポーツ施設や空港アクセス鉄道の整備、県立大学の半導体学部の設置などの大規模プロジェクトが控えています。これらの将来に向けた投資に備え、緊張感を持って取り組んでいく必要があります。

そのため、歳出面では、引き続き、事業の選択と集中を図るとともに、投資事業の規模の精査を通じ、将来負担の抑制に努めてまいります。

また、歳入面では、半導体関連産業の集積に伴う社会資本整備に活用している、いわゆるインフ

ラ交付金や今後策定する地域産業成長プランに対する国の財政支援の積極的な活用を図るとともに、新たに設置する高等学校等教育改革促進基金への国からの補助金の確保に取り組めます。

さらに、新たに設置するスポーツ応援基金に広く寄附金を募るほか、PFIなどスポーツ施設整備への民間事業者の参画も促してまいります。

引き続き、あらゆる手段による財源確保に努め、持続可能で健全な財政運営を確立できるよう、歳入、歳出の両面から不断の見直しに取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 見込み以上に歳出が増加し、非常に厳しい予算編成だったとの答弁でした。

財政運営上の課題として、令和7年8月豪雨への対応により取り崩した財政調整用4基金の残高が52億円にとどまっていることなど、引き続き県財政の状況は予断を許さない状況にあるものと受け止めます。

一方で、JASM第2工場が我が国で初めて3ナノの最先端半導体の生産拠点になるといった話など、熊本は今、千載一遇のチャンスを迎えています。そのような中で、くまもとサイエンスパークの取組や、答弁にあった県有スポーツ施設やアクセス鉄道の整備など、将来への投資もちょうちよしてはならないと考えます。

難しいかじ取りが続くと思いますが、将来への投資と安定した財政運営の両立をぜひ実現できるよう、県議会としてもしっかりと見ていきたいと思えます。

次に、熊本地震から10年間の災害対応力向上の取組と今後の方向性についてお尋ねします。

平成28年4月に発生した熊本地震から、間もなく10年という節目を迎えようとしています。

熊本地震による人的被害は、災害関連死を含め

275名、住家被害は約20万棟に及び、昨年も新たに災害関連死の認定がなされるなど、この地震による影響は、今なお続いています。私の地元である合志市においても、7名の方が亡くなり、約8,000棟の住家被害を受けました。

また、熊本地震以降も、令和2年7月には、人吉・球磨地方を中心に、線状降水帯の発生に伴う豪雨により球磨川が氾濫し、災害関連死を含め死者67名、行方不明者2名、住家被害は約7,400棟に及ぶなど、本県は大きな被害を受けました。

さらに、皆様の記憶にも新しいところですが、昨年8月には、県下全域で記録的な豪雨が発生し、死者4名、行方不明者1名、住家被害は約8,600棟に及ぶ災害が発生しています。

このように、本県は、幾度となく大規模な自然災害に見舞われてきました。今後を見据えると、南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は60%から90%程度以上とされており、大地震への備えはまさに待ったなしの状況です。加えて、地球温暖化の影響により、今後、豪雨災害の激甚化、頻発化も懸念されています。

そのような災害に対応すべく、知事の強いリーダーシップの下、本県は、熊本地震をはじめとする度重なる災害対応を通じ、災害対応力を着実に強化し、磨き上げてこられました。

昨年8月の豪雨においても、これまでの経験や市町村、関係機関等とのネットワークが生かされ、敏速かつ適切な対応が図られたことで、人的被害等の最小化につながったものと感じています。

さらに、本県では、九州広域防災拠点構想を推進するなど、これまでに培った災害対応の経験やノウハウを県外にも発信し、九州、ひいては全国の災害対応力向上に貢献できるよう取組を進められております。

そこで、熊本地震からの10年間で得られた災害対応力向上の成果を踏まえ、そこから得た知見を今後九州、ひいては全国にどのようにフィードバックしていかれるのか、また、ますます激甚化、頻発化する災害に対して、災害対応力の向上にどのように取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 議員から御指摘いただきましたとおり、来月には、私たちに甚大な被害をもたらした熊本地震の発生から10年を迎えます。

最愛の方を失われた御遺族のお気持ちを思うと、今なお哀惜の念に堪えません。ここに改めて哀悼の意を表するとともに、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

熊本地震の発生を私も思い出しますと、当時、総務部長だったんですけれども、任期が終える直前でございまして、国への帰任を遅らせて、地震直後の初動対応に不眠不休で当たったことを今でも鮮明に覚えております。

熊本地震への対応は、私が知事として挑む最重要事項の一つでございますし、その思いから、マニフェストの最初の項目に「県民の命と暮らしを守る！」ということを掲げさせていただきました。

この10年間、全市町村参加の訓練の実施をはじめ、県と市町村の共通の防災情報システムを構築したり、災害対応の拠点である防災センターを整備するなど、県全体で災害対応力の向上を図ってまいりました。

あわせて、自衛隊等の関係機関とも顔の見える関係をしっかりと構築しておりまして、議員御指摘のとおり、これらが昨年8月の豪雨災害における迅速な対応につながったもの、私も考えております。

一方、全国で災害が激甚化、頻発化しており、南海トラフ地震の発生も懸念される中、今後も災害対応力の向上に向けた不断の取組が必要であると考えております。

本県では、九州広域防災拠点構想を掲げまして、南海トラフ地震の発生の際には、大きな被害が想定される他県への迅速かつ円滑な支援を行うことができるよう、広域応援訓練の実施のほか、九州中央自動車道や中九州横断道路などのインフラ整備にも取り組んでおります。

その結果、南海トラフ地震発生時の九州地域における政府の現地対策本部の設置場所でもありますとか、調整役を担う九州知事会の会長代行権、また、国のプッシュ型の支援物資の分散備蓄拠点に本県が選定されております。

また、本年1月には、国が進める大規模災害時の対応強化のために、全国で6か所目となります消防庁のヘリコプターの本県への配備が決まりました。これは、運航経費とか要員の維持確保は本県の負担となるんですけども、ヘリの機体は、100%国費で整備して、県に無償使用として配備されるという優れたものでございます。

本県の防災消防ヘリ「ひばり」との2機体制での運航となることで、耐空検査等の機体整備での欠航リスクを平時において最小限にするとともに、大規模災害時における航空消防防災体制の強化につながると期待されるため、令和11年度からの運用開始に向けて、受入れ準備をしっかりと進めていきたいと考えております。

さらに、全国の防災担当職員を対象とした防災スペシャリスト養成研修というものがございますし、この講師を毎年私自ら務めさせていただいておりますし、今年10月には、自治体災害対策全国会議を本県で開催するなど、様々な機会を通して、熊本地震から得た知見を積極的に全国へ展

開、発信してまいりたいと考えております。

本県における災害対応力の向上に向けた取組として、防災と消防の一体的な運用をさらに促進するため、本年4月の組織改正で、総務部の消防保安課を総務部から知事公室に移管しまして、知事公室に新たに危機管理防災局を設置すべく、関連議案を提出させていただいているところでございます。

また、発災時の市町村との連携、これを強化していこうと思ひまして、全県的に速やかに罹災証明の発行が行えるように、住家被害の認定調査のモバイル化にも取り組んでおります。

そのほか、通信回線途絶時の連絡手段の確保のために、衛星ブロードバンドサービスを試験的に導入するなど、防災DX、この取組も推進してまいります。

あわせて、引き続き、国土強靱化に向けたインフラ整備にも全力で取り組み、ハード、ソフトの両面から災害に強い熊本をつくってまいります。

これらの取組を通じて、本県の災害対応力の向上はもちろんのこと、九州の広域防災拠点としての機能強化、さらには、国からも期待されております全国の災害対応力の強化につなげてまいりたいと考えております。

これまで大きな災害に幾度となく見舞われてきたからこそ、災害の経験、教訓を生かして、国全体の防災力の強化に貢献していく、このことは私たちの使命であると考えております。

熊本地震から10年というこの時期を捉えて、さらなる災害対応力の向上及びその展開を図って、世界に誇れる防災先進県熊本の確立を進めてまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 熊本地震からの10年間、災害対応力の向上に着実に取り組んでこられたことや、組

織面の強化等、新たな取組も行っていく旨の答弁をいただき、とても心強く感じました。

消防庁ヘリの追加配備は、本県の災害対応力のさらなる向上に資するものと考えられ、着実に受入れ準備を進めてもらいたいと思います。県民の生命、財産と暮らしを守るため、今後ともしっかりとした取組をお願いします。

また、災害の経験、教訓を生かし、国全体の防災力の強化に貢献することを本県の使命と考えているとの答弁もいただき、大変頼もしく感じています。私としても、本県が世界に誇れる防災先進県熊本と認知されることを願っております。

次に、公式確認70年を迎える水俣病問題への取組についてお尋ねいたします。

水俣病問題は、県政の最重要課題であり、これまで、その解決に向けて、国、県や地元市町をはじめ、我々県議会も力を尽くし、そして、様々な方々の御協力により、被害を受けられた方々の救済が図られてきたところであります。

熊本県では、公害健康被害の補償等に関する法律、いわゆる公健法などによる認定制度に加え、2度の政治解決により、水俣病の被害を受けられた方々への救済が進められてきました。

なお、公健法に基づく認定申請者数は、平成27年度末の1,264人から本年1月末で232人と、着実に減少しており、引き続き、丁寧、着実な審査をしっかりと進めていただきたいと思います。

水俣病問題の解決に向けては、被害者の方々の救済はもとより、車の両輪として取り組んできたのが水俣・芦北地域の再生と振興です。県では、これまで、昭和53年の閣議了解に基づき、昭和54年から47年にわたり、水俣・芦北地域振興計画を策定し、様々な施策を推進してこられました。

このような中、一昨年の水俣病犠牲者慰霊式の後に行われた水俣病関係団体との懇談において、

環境省が団体の発言中にマイクの音量を絞るという不適切な対応を取ったことが全国的に報道され、大きな問題となりました。

さらに、昨年は、宇城市や大手学習塾のトライグループによる水俣病に関する誤った情報発信が相次ぐなど、水俣病問題の風化が懸念されております。水俣病の悲劇を二度と繰り返さないため、公害の原点と言われる水俣病の歴史や教訓を国内外、そして次世代に伝えていくことは、県の使命ではないかと考えます。

加えて、将来にわたり持続的に発展していくには、県と地元市町が連携し、引き続き地域の振興にも取り組んでいく必要があります。

そこで、水俣病公式確認70年に当たり、県として水俣病問題にどのように取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 水俣病問題への取組についてお答えいたします。

一昨年の水俣病犠牲者慰霊式後の関係団体との懇談の場において、いわゆるマイクオフ問題が発生し、関係団体はもとより、水俣病患者、被害者、関係者の皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけいたしました。

そのため、これまで国単独での開催であった懇談の場を、昨年は初めて国、県の共催といたしまして、県も積極的に関与し、十分な時間を確保できるよう、事前調整をより丁寧に行わせていただきました。その結果、慰霊式前後の2日間にわたり、関係団体の皆様との懇談を開催し、環境大臣とともに、水俣病患者、被害者の皆様とじっくりと意見を交わすことができました。

今年は70年という節目の慰霊式となりますが、昨年同様、しっかりと時間を確保し、皆様のお声を丁寧に伺えるよう調整してまいります。

また、懇談の場で関係団体の皆様から御要望いただき、県としても国に見直しを求めてきた物価高騰を踏まえた療養手当の見直しにつきて、令和8年度政府予算案に盛り込まれました。これは、県が地元の声に真摯に耳を傾け、県議会とともに連携して国に何度も要望し、国がその要望を受け止めた結果であると考えております。

患者、被害者、そして御家族の方々の高齢化が進む中、引き続き、皆様の声を丁寧にお聞きしながら、医療、福祉の充実など、安全、安心な暮らしの確保に取り組んでまいります。

一方、議員御指摘のとおり、水俣病に関する誤った情報が相次いで発信されてしまったことは非常に残念でなりません。県としては、これまでも、県内全ての公立小学5年生を対象とした水俣に学ぶ肥後っ子教室、これを開催することをはじめ、小中高校生、また、教職員向けに様々な啓発に取り組んでまいりましたが、今回の事案を受け、世代を問わず、水俣病の正しい知識や水俣病の教訓の継承の必要性を改めて感じたところでございます。

そのため、来年度は、県内市町村や民間企業を対象とする新たな研修を実施するとともに、公式確認70年を契機としたシンポジウムなどの啓発イベントの開催や地元民間団体などが実施する情報発信を支援することなど、取組の強化を図っていくこととしております。

水俣病から学んだ貴重な教訓を、国内外に、そして次世代に継承していくことは、本県に課せられた使命であり、国や関係者の皆様と連携しながら、その役割を全うしてまいります。

あわせて、水俣病問題の解決に向けては、水俣・芦北地域の振興が不可欠でございます。

水俣・芦北地域の振興については、これまで7次にわたり水俣・芦北地域振興計画を策定し、様

々な取組を進めてまいりました。

この間、水俣再生の拠点となるエコパーク水俣や南九州西回り自動車道をはじめとするインフラの整備が進むとともに、地場製品のブランド化や販路拡大による地場産業の活性化が図られるなど、取組が着実に実を結んでおります。

引き続き、県と地元市町が一体となって、地域の振興を力強く推進していくため、昨年7月には、令和8年度からの5年間を計画期間とする第八次計画を策定したところでございます。

第八次計画では、「地域資源から活力を創出し、環境と共生しながら持続していく地域づくり」、これを基本理念といたしております。この実現に向けて、豊かな自然環境や芸術文化をはじめ、これまでの成果である地域振興拠点施設や地場製品等の魅力ある地域資源を最大限に生かしながら、人を呼び込み、地域の活力を創出する施策を推進してまいります。

最後になりますが、公式確認から70年を迎えるに当たり、水俣病問題が県政の最重要課題である、このことを改めて心に刻み、丁寧、着実な認定審査の実施、患者、被害者と御家族の方々の安全、安心な暮らしの確保、偏見、差別の解消、地域振興や再生、融和など、様々な課題に全庁一丸となって全力で取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 昨年は、誤った情報発信が相次ぎ、水俣病の風化が懸念される事態となりましたが、来年度は、啓発の強化を図られるとのことであり、正しい理解の促進に向けて、しっかりと取り組もうとしている県の姿勢を強く感じます。

また、水俣・芦北地域の振興では、南九州西回り自動車道などの交通基盤の整備が進み、地元製品のブランド化などの経済振興にも取り込まれ、さらに、来年度からは、新たに策定された第八次

水俣・芦北地域振興計画に基づき、県と地元市町で一体となって施策を進められるということであり、大いに期待しているところであります。

知事におかれましては、公式確認70年という節目の年にふさわしい取組を力強く進めいただき、水俣病問題の解決に向けて、引き続きリーダーシップを発揮されることをよろしくお願い申し上げます。

次に、本県教育の課題と今後の取組の方向性についてお尋ねします。

現代社会は、少子化や人口減少、技術革新などにより急速に変化し、将来の予測が困難な時代と言われています。子供たちには、人生を切り開き、生き抜く力が求められ、様々な苦労や困難が伴いますが、若いときの苦労は買ってでもせよと言うように、人生の早い段階での困難な経験は、大きな財産になります。

このような中、教育の果たす役割は大きく、様々な課題に対応し、熊本の子供たちの将来を考え、質の高い教育を推進していくことが重要です。

一方、教育現場では、教員不足、いじめ問題への対応、さらには小学校等の学校における暴力行為の増加傾向など、様々な課題があると認識しております。

その中でも、いわゆる高校授業料無償化は、令和8年度から私立高校への授業料支援が拡充され、県立高校への影響が懸念されます。

これに対し、先月、国は、高校教育改革に関する基本方針として、ネクストハイスクール構想を示しました。

本県でも、県立高校あり方検討会を設置し、将来を見据えた学校規模や学校配置等の考え方、さらなる魅力化に向けた取組の方向性について議論を重ねてこられました。このような国の動きに

対応し、県立高校の教育改革の具体化を急ぐ必要があるのではないのでしょうか。

しかしながら、国の全国学力・学習状況調査の結果について、国立教育研究所の分析では、全国的な学力の低下が指摘をされております。

本県の結果を見ますと、一部教科で全国平均を下回っている状況です。県が実施した学力・学習状況調査でも、文章構成の読み取りなどに課題があることが明らかとなっているようであり、新たな手を打つ必要があるのではないのでしょうか。

さらに、グローバル化への対応も急務です。本県では、TSMC進出後、在留外国人数が急増するなど、グローバル化が急速に進展しています。地域社会を支え、世界に羽ばたく人材を育成するためには、子供たちの国際対応能力の向上が不可欠ではないのでしょうか。

昨年4月、本県では、17年ぶりに教員出身の越猪教育長が就任されました。就任から間もなく1年、教育現場を熟知している教育長だからこそ、今後対応すべき課題や取組があるのではないのでしょうか。

そこで、熊本の子供たちに質の高い教育を提供していくため、今後対応すべき課題は何か、また、その課題に対してどのように取り組むのか、教育長にお尋ねします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、本県教育の課題についてお答えします。

私は、子供たちが未来の社会を前向きに生き、社会に主体的に参画するための資質や能力を育成するために、教育の果たす役割は何より重要であり、子供たちが生きる力を育み、目標に向け努力する姿勢を身につけることができるよう、教育を行うことが大事だと考えています。

また、子供たちを取り巻く環境が急速に変化

し、将来予測が困難と言われる中、豊かな人間性を育むことは教育の重要な使命であり、学校教育とともに、家庭教育の果たすべき役割も大きいと考えています。

さらに、社会の急速な変化に対応していくために、教育現場が抱える課題を正しく把握することも不可欠です。

このため、私は、学校訪問を積極的に行うとともに、全ての市町村を訪問し、首長や教育長と直接意見交換をするなど、地域や学校の実情把握に努め、複雑かつ多岐にわたる課題があることを再認識いたしました。

中でも、議員御指摘のとおり、県立高校のさらなる魅力化、学力の向上、グローバル社会における子供たちの国際対応能力の向上は、喫緊の課題であると考えています。

そこで、まず、県立高校の魅力化についてお答えします。

昨年9月のあり方検討会からの提言を踏まえ、検討を進める中、国の経済対策に高等学校教育改革促進基金の創設が盛り込まれました。

先月には、国において、高校教育改革に関するグランドデザインが策定され、高校改革の方向性や高校教育の充実に向けた支援が示されました。

中でも、我が国の経済社会の発展を支える人材の育成は重要な課題であり、いわゆる理系人材やエッセンシャルワーカー等の不足が懸念されるとともに、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保等も示されたところです。

今後、グランドデザインを踏まえ、庁内関係部局や産業界等と十分連携を図りながら、本県の高等学校教育改革実行計画を策定し、県立高校の魅力化等にスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、学力の向上についてお答えします。

これまで小中学校において実施してきた学力・学習状況調査を分析し、問題文やグラフを適切に読み取り、回答するという、読み解く力に課題があることが分かりました。読み解く力は、全ての教科等の学習の基盤となる力であり、学力向上のために必要不可欠でございます。

このため、来年度、都道府県としては全国初の取組として、熊本市を除く県内全ての小学5年生を対象に、一人一人の読み解く力を測定するためのリーディングスキルテストを実施する予定です。その結果を踏まえ、教科書を読み解く上でのつまずきの要因を分析することで、授業の改善、一人一人の学力向上につなげてまいります。

最後に、グローバル社会における子供たちの国際対応能力の向上についてお答えします。

T SMCの本県進出により、台湾との交流が活発となる中、県教育委員会では、つながりのある台湾との教育交流を促進しており、来年度、新たな交流を検討する学校から教職員30名を台湾に派遣する予定です。

台湾と熊本の教育の違い等を学び、子供たちのために何が必要かを考え、各学校で実践し、その成果を広く波及させることで、異文化理解やコミュニケーション能力など、子供たちの国際的な資質、能力の向上を図り、世界で活躍できる人材の育成につなげてまいります。

県教育委員会としましては、熊本の子供たちが自らの可能性を広げ、未来を切り開くことができるよう、複雑かつ多岐にわたる課題の一つ一つにしっかり取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 教育委員会には、喫緊の課題に対しては、スピード感を持って取り組んでいただくとともに、答弁にもあった学力向上や国際対応力向上などの取組は、ぶれることなく、中長期的に

実施していただくようお願いしたいと思います。

ただ、山積する教育課題は、県教育委員会だけで解決できるものではなく、地域社会、産業界などと連携協力していくことが重要です。また、高校教育改革やグローバル化への対応などの課題は、知事部局と連携して取り組んでいくことが必要不可欠です。教育だからと教育委員会任せにするのではなく、知事部局においても、主体性を持って取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、県有スポーツ施設の速やかな整備についてお尋ねいたします。

県有スポーツ施設の整備は、長年、私を含め多くの議員が質問をしてきており、県政の重要課題と認識しております。

そうした中、昨年9月の県議会定例会で、それぞれのスポーツ施設の方向性が示されました。引き続き、実現に向けて、県全体の機運醸成、スピード感を持った取組を進めていただきたく、質問をいたします。

多くの県民は、知事の決断に大きな期待をされていることと思います。一方、整備には莫大な経費が必要です。加えて、スポーツの産業化を進め、地域を豊かにしていくには、スポーツ大会やスポーツ以外のイベントも誘致していく必要がありますが、これにも経費が必要です。特に、整備費は、物価等の上昇によりコストが高騰しており、早く整備を進めなければ、費用が増大するおそれがあります。

方向性が決まった今こそ、整備に向け、県をはじめ競技団体やプロスポーツチーム、県民や企業などと一緒に機運を盛り上げ、財源確保に動いていく時期に来ているのではないのでしょうか。

また、コンサートなどの市場規模も拡大しているとのことで、この分野の経済成長を取り込み、まちづくりや経済活動の創出につなげていくこと

も必要です。

このような社会経済情勢も踏まえ、スピード感も非常に重要です。整備の方向性が決定されてから半年が経過しようとしております。この方向性を実現するために、県全体の機運醸成と財源確保についてどのように考えているのか。また、県民の期待も大きく、スピード感が求められるが、さらなる前倒しの考えはないか。特に野球場は、移転候補地の選定があるため、具体的なスケジュールを示して、早期に整備に着手できるようにすべきではないか。

以上、3点について、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 高木議員から、県有スポーツ施設の速やかな整備について御質問いただきました。

まず、整備の方向性を実現するための機運醸成、財源確保についてお答え申し上げます。

近年、スポーツは、私たち自らの心身の健康増進に加えて、人々に夢や感動、そして地域には誇り、活力をもたらす大きな柱となつたと思っております。

このような中、県が進めているスポーツ施設の再生、これは、単なるスポーツ競技の受皿としてだけではなく、国内外からの交流人口を引き寄せ、また、まちづくりの拠点として、地域社会や経済を活性化する大きな鍵になるものと考えております。

この多面的なスポーツの力を県政に最大限生かしていくためには、県の主体的、積極的な取組はもとより、ふだんからスポーツを愛し、楽しんでいる方々に加え、その可能性を信じ、本県スポーツのさらなる発展を応援したいと共感いただける様々な皆様の力を結集する必要がある

と考えております。

そこで、熊本のスポーツを支え、応援しようという機運を醸成するとともに、その思いを形にする熊本県スポーツ応援基金を設置したいと考えており、今定例会に基金設置条例を提案させていただきました。

この条例を可決いただいた際には、私自ら先頭に立ち、県民をはじめ県内外の企業や競技団体など、各方面に広く寄附を呼びかけ、多くの方々に御参画いただく県民運動として、その機運を盛り上げてまいります。

なお、基金の具体的な使途については、まず、スポーツやエンターテインメントの受皿となる新アリーナや新野球場整備のための財源にしたいと考えております。

また、新しい受皿を整備するだけでは、地域社会や経済の活性化につながるものではございません。県としては、大規模スポーツ大会の招致、開催やプロスポーツの振興など、スポーツの産業化、交流人口の拡大につながる様々な取組についてもこの基金を活用し、官民一体となって、スポーツの力で熊本を豊かにしていきたいと考えております。

次に、スピード感を持った取組の推進、この点についてお答え申し上げます。

新アリーナや新野球場の整備は、議員御指摘のとおり、県民の期待が大変大きく、本県におけるスポーツの産業化の促進に加え、スポーツにとどまらず、ライブエンターテインメント分野などでの活動を通じ、熊本をより一層豊かにできるものと考えております。

また、スポーツを取り巻く環境の変化やエンターテインメント市場の拡大など、社会経済情勢が急速に変化する中で、時期を逸することなく、期待される市場の成長の果実を熊本県の発展に取り

込んでいけるよう、事業推進のスピードを上げる必要があると認識しております。

そのため、昨年9月に発表したスケジュールでは、令和10年度中に新アリーナ、また、令和11年度中に新野球場の整備に着手すると申し上げたところでございますが、両施設とも、半年から1年程度前倒ししたいと考えております。

最優先で取り組む新アリーナについては、来年度中に基本計画の策定を終え、官民共創を念頭に置いた事業実施方針の策定も進めてまいります。

最後に、野球場の移転候補地の選定についてでございますが、スピード感を持って取り組むため、来年度中としていた候補地の決定を、本年秋頃、ここに前倒ししたいと思っております。それに伴いまして、提案募集の開始時期を今月末としまして、市町村からの応募に十分な検討時間を確保したいと考えております。

これにより、新野球場についても、基本計画の策定に迅速に着手できるものと考えております。

引き続き、スピード感を常に意識し、一日も早く県民の長年の夢である新アリーナ、新野球場の整備を進め、くまもと新時代の創造につなげてまいります。

以上でございます。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 ただいま知事から、令和10年度中に新アリーナ、また、令和11年度中に新野球場の整備に着手するとしていたが、両施設とも半年から1年程度前倒ししたいとの答弁がございました。

平成28年に新球場建設連絡会が27万人を超える署名を集めて建設を要望してから10年、熊本地震や令和2年7月豪雨などの災害を経験しながらも、今回、整備に向けていよいよ本格的、具体的に動き出した知事の大きな決断を高く、高く評価

したいと思います。

知事、私の今の心境は感無量です。やった、やった、やったというのが心境でございます。

スポーツの力は本当に多面的で、熊本の未来を創造する起爆剤となるものです。また、県がスピード感を持って整備に取り組むことが、成長著しいスポーツ産業やコンサートなどの活力を早期に取り込むことになり、熊本がさらに力強く発展していくことになると期待をしております。

また、熊本県スポーツ応援基金を設置し、機運醸成と財源確保を進め、スポーツに関するハード、ソフト両面から取組を強力に推進するという知事の思いも伝わってきました。ぜひ、県民や県内外の企業、競技関係者などのスポーツに対する思いを十分に引き出し、大きな形にできるよう、県や地元経済界、競技団体など関係者が一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

タイム・イズ・マネーということわざがあります。時は金なりといいますが、やっぱりこの時は金なり、非常に時間を無駄にするな、お金を大切にせよというようなことわざであり、ベンジャミン・フランクリンの言葉であります。アメリカの建国者ということでもありますけれども。

確かに、今、資材高騰、建設費が高くなってきてますよね。こんなことも踏まえると、やっぱり早急な対応をしていかなければ、だんだんだんだんまた窮地に追い込まれるというような形にもなるというふうに思いますので、知事、その辺はどうぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、林業新規就業者の確保、育成についてお尋ねいたします。

本県は、県土の約6割が森林であり、戦後造成された人工林の約8割が建築用材などとしての利用期を迎えています。

令和5年度の本県の林業産出額は、杉が全国4位、ヒノキが全国1位となるなど、全国でも有数の林業県であります。

森林には、木材を供給するだけでなく、県民の飲料水や、私の地元の合志市にも立地する半導体関連工場等で用いる工業用水として必要不可欠な地下水を育む水源涵養機能を有しています。さらには、豪雨等による災害の被害を抑制、軽減する山地災害防止機能や、森林が空気中の二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化防止機能などの役割を有しています。

先人が築き上げ、県民生活に多くの恩恵をもたらしている本県の豊かな森林は、言わば県民共有の財産であり、今を生きる我々が大切に守り育て、次世代に引き継いでいく責務があると考えています。

一方で、山に目を向けると、伐採された森林について、必ずしも全ての場所で再造林が行われていない状況や、人工林の成長を促し、水源涵養機能の向上にも資する間伐が十分に行われていない状況が見られます。

私は、この背景の一つとして、林業の現場の担い手不足があるのではないかと考えており、実際に、国勢調査によると、本県の林業就業者が、平成22年の2,782人から、令和2年は2,396人となっており、10年間で約14%減少しております。

今後、高齢化や人口減少により労働力人口が減少し、人材獲得競争が激化すると見込まれる中、林業の新規就業者の確保、育成がますます重要な課題になると考えますが、急傾斜地など厳しい場所での人力作業が多いなど、苛酷な労働環境にある林業の現場での就業希望者の確保は容易ではないと考えております。

これまで、県では、林業の担い手の確保、育成対策として、くまもと林業大学校を中心とした新

規就業者の確保や労働安全対策などの就業環境改善に向けた事業体への支援の取組等進められてこられ、現在、現場作業の即戦力となる人材のみならず、森林組合等の林業事業体の中核となる人材等の確保、育成に取り組むべく、くまもと林業大学校の機能拡充を検討していると聞いています。

そこで、本県の豊かな森林資源を大切に活用しつつ、守り、育て、次世代に確実に引き継いでいくため、今後、くまもと林業大学校を核とした新規就業者の確保、育成をどのように進めていくのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 議員御指摘のとおり、県民共有の財産である本県の豊かな森林を将来にわたって適切に整備、保全するとともに、資源として有効活用していくためには、林業の担い手を確保し、育てていくことが大変重要であると認識しています。

このため、本県では、平成31年4月にくまもと林業大学校を開校し、県北校と県南校の2校体制で、現場の即戦力となる人材の育成に取り組んでいるところです。

これまでに卒業した105名全員が県内の林業事業体に就業したほか、今年度卒業見込みの研修生16名も林業事業体に就業予定であり、林業大学校は、林業の担い手確保に着実に貢献しております。

一方、今後労働力人口の減少が見込まれる中、林業の新規就業者を確保していくためには、苛酷な林業の現場における作業の軽減、木材の生産性の向上、高付加価値化等により稼ぐ力を高めることで、林業の魅力を上昇させることが不可欠であると考えております。

このため、このような新たな視点を踏まえた林業の担い手の確保、育成に取り組むべく、くまも

と林業大学校の機能拡充をすることとし、昨年度以降、有識者から成る委員会などで検討を重ねてまいりました。

その結果、現行の1年コースに加え、ドローンやデジタル技術を使いこなす知識、また、木材の販売戦略を企画立案できる能力などを有した地域の林業をリードできる人材を育成する2年コースを九州で初めて開設することとしたいと思えます。

さらに、林業を営みながら、山村の資源を活用した新たなライフスタイル、いわゆる半林半X、これを実践できる人材を育成するショートコースを新設する方針も固めたところでございます。

これらの機能拡充に当たっては、実践的な現場研修に重きを置く必要があることから、そのフィールドとして活用可能な県有林が多く所在する五木村の県南校を拠点としたいと考えます。これにより、五木村の振興にも貢献してまいりたいと思えます。

さらに、県南校の新たな校舎として、令和8年度の小中一貫義務教育学校の設置に伴い空き校舎となる予定の五木東小学校を活用する方向で、現在五木村と協議を行っているところでございます。

これらの方針を踏まえ、各コースのカリキュラムや運営体制など、機能拡充を具体的に進めるための指針となる基本構想を今年度末までに策定し、令和10年度の新たな林業大学校の運営開始を目指して、早急に準備を進めてまいります。

私は、将来にわたって持続的に担い手を確保していくため、木育などを通じた幼少期からの森林、林業に慣れ親しむ機会づくりや県内の林業関係の高校と連携した取組も強化していくことが重要だと認識しております。

緑豊かな熊本で生まれ育った子供たちが、熊本

で林業を学び、誇りを持って熊本の森で働き、住み続けることができるよう、林業大学の機能拡充を通じて、林業の魅力向上と担い手の確保、育成にしっかりと取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 知事の答弁にありましたように、五木村にある県南校を拠点として、九州初となる2年コースを新設するなど、令和10年度に新たな林業大学の運営開始を目指すとのことでございます。この新たな林業大学が未来の林業の担い手の確保、育成の拠点になることを大変期待をしております。

次に、地下水の保全についてお尋ねします。

水の都熊本にとって、地下水は県民の宝であり、将来世代に確実に引き継ぐべき大切な資源です。

木村知事は、熊本の地下水を守り抜くことを明確に掲げられており、就任後速やかに地下水保全推進本部を設置し、地下水の保全に積極的に取り組まれておられます。

一方、県内では、半導体関連産業の集積が急速に進んでいます。JASMでは、第1工場を令和6年末に本格稼働を開始し、また、昨年秋に建設が開始された第2工場では、先月、国内初となる回路線幅3ナノメートルの最先端半導体の量産計画が明らかになりました。

また、本県に立地するソニーや東京エレクトロンなどの大型投資のほか、関連企業の進出も相次ぎ、県経済にとって大きな追い風となっています。

ただ、そうした動きの中で、工場稼働に伴う取水量の増加による地下水位の低下など、県民の皆様からの不安を、私自身直接耳にすることがあります。

半導体企業の集積による地域経済の発展と同時

に、熊本の宝である地下水の保全を両立させること、そして、県民の皆様の地下水に対する不安を解消していくこと、そのための不断の取組が県には求められております。

そこで、熊本の地下水の量及び質を確実に保全していくため、県では、現在の取組に加え、今後どのような対策を進めていかれるのか、お尋ねします。

次に、現在、公共用水域の水質保全を目的として、熊本セミコン特定公共下水道事業に着手し、処理場の設計等検討を進められていると思います。半導体工場の排水を適切に処理することが、県民の安心につながるものと期待しているところです。

そこで、熊本セミコン特定公共下水道が半導体工場の排水を適切に処理するために、どのように取り組まれているのか、伺います。

以上2点、知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 地下水は、県民生活や産業を支える熊本の宝であり、県では、地下水の量と質の保全のため、引き続き様々な取組を実施してまいります。

まず、水量の保全については、今月中に、県及び熊本地域の11市町村が協働して、第二期熊本地域地下水総合保全管理計画、これを策定いたします。この計画の下、水田湛水や新規工業用水の整備などの取組を引き続き進めるとともに、涵養域の減少を抑制する方策などの調査研究にも新たに取り組んでまいります。

次に、水質の保全については、法令に基づく河川や地下水等の水質検査に加え、セミコンテクノパーク周辺では、1万種以上の法令等規制外物質の環境モニタリングを実施しております。調査結果は専門家委員会で検証していただき、これまで

の委員会意見でも、安心できる状況と考えるとの評価をいただいております。

この規制外物質の水質調査は、全国的にも例を見ない先進的な取組であり、来年度以降も継続してまいります。

また、県民の皆様の不安解消のためには、情報発信が重要でございます。議員御質問の中でも、工場稼働に伴う取水量の増加による地下水位の低下の話題がございましたが、県がセミコンテックパーク内に設置した観測井戸の地下水位の状況を見ますと、J A S M工場稼働前の令和5年8月で34メートル、稼働後の昨年8月で34.49メートルと、取水による地下水位への具体的な影響は今のところ見られておりません。

このような現状を発信するため、県では、県内35か所の観測井戸で地下水位を継続監視し、令和6年度から、まずは3か所で地下水位のリアルタイム配信を行い、今年度末には7か所に拡大する予定です。さらに、法令等規制物質の水質調査の地点やその調査結果などを県のホームページ地図上で確認できる仕組みを構築し、今月中に運用を開始するなど、情報発信の強化に努めてまいります。

次に、熊本セミコン特定公共下水道の取組についてお答え申し上げます。

県が整備する新たな下水処理場の処理方法については、その水質に適した最も効果的な処理技術を導入するための施設設計を現在進めているところでございます。

半導体の製造で使用された工場排水は、家庭から排出される生活排水と比べ、有機物が少なく、一方窒素が多く含まれることから、下水処理における標準的な活性汚泥法の仕様を基に、窒素のさらなる確実な処理を行う必要がございます。

そこで、この水質特性に適した処理仕様の検討

の一つとして、セミコンテックパーク内において、既存工場の排水を用いた実証実験を行うこととしたいと思います。参画する事業者を今月から公募することといたしました。

具体的には、実際の下水处理施設をコンパクトにした実験施設を複数の下水処理設備メーカーの皆さんに設置していただき、半導体工場の排水を使用して、国内外の最新の知見や技術を生かしながら、適切に処理できる最適な条件などを見い出して、今後の施設設計や運転管理に生かしたいと思っております。

なお、実証実験後の排水を使用して、その規制外の有機フッ素化合物の一部についても、活性炭処理などにより、どの程度低減が可能なのかについても併せて検証することとしたいと思います。

今後とも、県民、市町村、企業などの皆様と力を合わせて、地下水の保全と地域経済の発展の両立に取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 特定公共下水道については、工場排水を使用した実証実験を行った上で、その結果を設計に生かすということを答弁いただきました。

机上の検討だけでなく、実際に処理をしてみ、最適な処理方法を探ることや、最近話題の有機フッ素化合物、P F A Sについても処理技術の検証をされるということで、公共用水域の水質保全にしっかりと対応されることが分かって安心したところです。

引き続き、整備に向けて、しっかりと検討を進めていただきたいと思います。

熊本の宝である地下水の保全と地域経済の発展の両立のため、そして、県民の何よりの不安解消のため、今後も積極的な取組を期待します。

次に、熊本都市圏の渋滞対策についてお尋ねします。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

県では、熊本都市圏の渋滞対策について、様々な対策を講じられています。

これまで、交差点改良やバスベイ設置などの短期対策に加え、国県道の改良や高規格道路の整備促進など、中長期的な視点に立った取組も進められてきました。また、JR豊肥本線の機能強化や通勤バスの実証運行などの公共交通への転換策や渋滞対策パートナー登録制度の創設など、総合的な対策に取り組み、その成果も少しずつ現れているものと評価しています。

しかしながら、都市圏北東部では、セミコンテクノパーク周辺における通勤や工事に伴う車両の増加に加え、半導体関連企業の集積により、今後とも交通需要は増加することが想定されております。

こうした交通需要の高まりは、周辺地域にも朝夕の交通渋滞の悪化や事故リスクの増加などの影響を及ぼすと考えられ、地域住民は不安を募らせています。

こうした状況を踏まえると、道路整備の着実な推進と公共交通の利用促進について、北東部における取組の一層の強化が必要ではないでしょうか。

例えば、国道387号は、合志市須屋地区以北に片側1車線区間が連続し、朝夕を中心に深刻な渋滞が発生しています。大津植木線の多車線化などの整備が進む中で、その影響が拡大することが懸念されております。

また、高規格道路である中九州横断道路や10分・20分構想を実現する熊本都市圏3連絡道路は、都市圏全体の交通を支える抜本的対策として極めて重要です。

さらに、公共交通施策については、現在策定中の都市交通マスタープランで、熊本都市圏の公共交通分担率2倍、公共交通利用者数2倍を目標とする案が示されていますが、これを実効性あるものにするためには、県民が使いやすいと実感する環境整備が不可欠です。

そこで、熊本都市圏の渋滞対策を総合的に推進する中で、これまでの成果を踏まえつつ、特に北東部における道路整備の推進や公共交通への転換をどのように取り組んでいくのか、知事にお考えをお尋ねします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 熊本都市圏の渋滞問題は、本県の未来のさらなる発展、そして、県民の安全、安心な暮らしに関わる極めて重要な課題であると認識しております。

そのため、私は、熊本市の大西市長をはじめ関係市町とのトップ会談を重ねるとともに、私自身が本部長を務めております渋滞解消推進本部を設置し、道路施策と公共交通施策を両輪に、短期、中期、長期の視点で、全庁一丸となって総合的な対策に取り組んでおります。

中でも、都市圏北東部は、JASM第2工場で最先端半導体の生産が予定されるなど、今後も関連企業の集積が進み、交通量の増加が見込まれることから、道路ネットワークの強化を重点的かつ時間的緊迫性を持って取り組んでいく必要があると考えております。

まず、九州の循環型高速ネットワークを形成し、セミコンテクノパーク周辺の中心的な路線となる中九州横断道路につきましては、国において、異例のスピードで整備が進められています。県では、整備のさらなる加速化を図るため、有料道路事業導入を国に提案し、昨年12月に、必要な都市計画変更の手続を完了いたしました。先月

も、私自ら国に対して要望を行ったところでございまして、令和8年度の事業化が決定されるよう、引き続き強く働きかけてまいります。

また、中九州横断道路と一体となった基幹的な道路網の形成に向けては、来年度開通予定の県道新山原水線や令和10年度の完成を目標としております。県道大津植木線の多車線化、また、合志インターチェンジアクセス道路の整備を集中的に進めております。

議員御指摘の国道387号須屋地区では、九州縦貫自動車道と交差する区間を含む4車線化に向けて、沿線店舗など地域の皆様の御意向に寄り添いながら、合志市と連携し用地取得に着手し、本格的な事業展開を図るとともに、接続する県道熊本菊鹿線の右折レーンの増設にも取り組んでおります。

こうした中長期の道路整備を進めながら、信号制御と連動した交差点改良、また、バスベイの整備など、即効性のある短期対策も着実に進めております。

例えば、対策が完了した合志市竹迫交差点では、現在、渋滞の滞留長の大幅な減少が確認されておりまして、現在整備中の箇所についても、令和9年度の完成を目標に、機動的かつ精力的に取り組んでまいります。

議員も抜本的対策として御指摘されました熊本都市圏全体の慢性的な交通渋滞に大きな効果があると期待されている熊本都市圏3連絡道路については、国の強力な御支援をいただきながら、熊本市と連携し、検討を進めてまいります。

今後、本道路の政策目標を明確にした上で、具体的な効果とともに、複数のルート帯を令和8年度中にお示しできるよう取り組んでまいります。

これらの取組を着実に進めることで、北東部を含む熊本都市圏の渋滞解消に大きな効果を発揮す

るものと考えており、今後とも、国や関係自治体と緊密に連携し、道路ネットワークの強化に最大限の力を尽くしてまいります。

次に、公共交通施策では、特に都市圏北東部において、JR豊肥本線の輸送力強化と各駅からの二次交通の整備により、公共交通ネットワークの充実を図ることが重要であると考えております。

まず、公共交通への転換、これを促すためのJR豊肥本線の輸送力強化に向けた取組として、これまで、朝夕の混雑時間帯を中心に、列車の増便、増結に加え、空港アクセス鉄道も含めた利便性、速達性を高めるための鉄道施設の改良などの新たな対策について、JR九州とともに進めていくこととしております。

また、この輸送力強化と併せて、駅からの二次交通の充実に向けて、今年度、原水駅からのセミコン通勤バスの増便や肥後大津駅からの新たな通勤バスの実証実験など、企業などの協力を得ながら、さらなる通勤行動の変容を促進してまいります。

さらに、交通量の分散に向けては、渋滞対策パートナー制度を創設し、渋滞緩和に向けた取組を進められている275社の登録企業などの皆様と、昨年9月に、1万人のオフピーク通勤を実施いたしました。セミコンテクノパーク周辺の企業等にも御登録いただき、時差出勤や通勤時間帯を避けた工事車両の通行など、渋滞緩和に向けた取組に御協力いただきました。

その結果、最大の効果が見られた大津町室北交差点では、朝ピーク時の交通量が約3割減少し、車の平均速度が向上するなど、一定の効果が確認できました。

このような公共交通への転換、交通量の分散、これらの取組の継続、拡大につなげていくため、公共交通の利便性を高める取組や時差出勤等の効

果のさらなる見える化を進めるための予算を今定例会に提案しております。

熊本都市圏の渋滞対策は、本県の未来にわたる持続的な発展を支える重要な取組です。今後とも、渋滞対策の進捗や効果を積極的に情報発信しながら、私自身が先頭に立ち、国、地元自治体、企業、さらには県民の皆様とともに、全力で取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 熊本都市圏の渋滞対策について、知事のお考えを丁寧に答弁いただきました。

熊本都市圏の渋滞対策には、道路ネットワークの強化に時間的緊迫性を持って取り組むことが重要であると私も考えております。そのため、中九州横断道路の早期整備に向け、私ども自民党県議団としても、引き続きしっかりと国に訴えてまいります。

また、今回質問には上げませんでしたが、国道387号の須屋一辻久保間と県道大津西合志線の改良や、国道57号と北バイパスや産業道路などとの主要交差点の立体化も渋滞解消につながるものと考えております。国の区間も含まれますが、執行部においては、こうした新たな対策も視野に入れて進めていただきたいと思います。

公共交通の利用促進に向けては、J R豊肥本線の輸送力強化に加え、通勤バスの利便性向上や実証実験を通じて利用拡大と定着を図っていただくとともに、あわせて、官民連携の時差出勤も継続し、さらなる効果向上に努めていただきたいと思います。

今後も、知事のリーダーシップの下、熊本都市圏の渋滞対策を力強く進めていただくことを心からお願いします。

次に、阿蘇くまもと空港へのアクセスについてお尋ねします。

現在、県内の交通状況を見てみますと、セミコンテクノパーク周辺での道路の交通渋滞やJ R豊肥本線の混雑が続いています。このような中、菊陽町では、来年度には、国際的なアーバンスポーツ施設が開業し、大津町では、J R肥後大津駅周辺のまちづくりに向けた検討が進められております。

また、阿蘇くまもと空港の利用者数は、令和6年度には約370万人、そのうち国際線が約48万人と過去最高を記録しました。空港リムジンバスやJ R肥後大津駅を発着する空港ライナーも利用が好調と聞いています。

熊本国際空港株式会社は、2051年度の空港利用者数を約622万人と計画しており、その将来需要を現実のものと捉えた対応が求められております。

これらの状況を踏まえれば、阿蘇くまもと空港へのアクセス改善は早急に取り組むべき課題であり、空港アクセス鉄道の整備は、その主要な改善策の一つと考えます。

そこで、知事に、現在の取組の状況と今後についてお尋ねします。

また、現在セミコンテクノパーク周辺から空港への主なアクセス手段となっている空港ライナーは、県が大津町、J R九州及び熊本国際空港株式会社とともに運行協議会を設立し、空港利用者を対象に無料で運行しているものと承知をしております。

しかし、積み残しの発生や運行経費の増大など課題がある中、今後も需要は高まっていくと予想されているところです。空港アクセス鉄道の整備を見据えると、空港利用者限定することや無料運行をこのまま継続していくのかどうか、そろそろ空港ライナーの運行形態を見直すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

今後の空港ライナーの運行をどう考えるのか、企画振興部長にお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、空港アクセス鉄道整備の取組状況についてお答え申し上げます。

今年度は、鉄道ルート線形の絞り込みと需要予測、B/Cに関する検討結果を順次公表してまいりました。また、空港アクセス鉄道の運行形態や快速運行などを可能とするJR豊肥本線の輸送力強化の実施について、昨年10月にJR九州と合意したところでございます。

また、昨年7月には、JR豊肥本線沿線の市町とともに、JR豊肥本線輸送力強化促進協議会、これを立ち上げており、そこで空港アクセス鉄道の開業後も成長し続けるであろう地域の将来を見据え、さらなる輸送力の強化の可能性について協議を進めております。

次に、今後の取組についてお答えいたします。

阿蘇くまもと空港を発着する国際線は、今月末に台中線が加わることで、台湾の北部、中部、南部の主要都市を含む6路線、週44便に拡大いたします。

さらに、セミコンテクノパークから空港周辺地域における企業集積や住宅等の開発は、これまでにないスピードで進んでおり、増大し続ける国内外との移動需要に今後も的確に対応していく必要があります。

そのような中、先月5日、TSMCのシーシー・ウェイ会長が、高市総理を表敬訪問され、JASM第2工場において、3ナノの最先端半導体を生産する計画を表明されました。これを受け、高市総理は、我が国の経済安全保障の観点から大きな意味がある、政府としても、自治体と連携してインフラの整備を進めると、その考えを伝えられたとされています。

最先端半導体の生産拠点が進出することで、経済安全保障における熊本の重要性が高まる中、空港アクセス鉄道を高市政権が掲げる戦略産業クラスター形成に向けた必要なインフラ整備として積極的に支援していただけるよう、国、関係機関に強く働きかけてまいります。

来年度は、空港アクセス鉄道の整備主体となる第三セクターの株式会社を設立することとしており、その関連予算を今定例会に提案しております。

あわせて、環境アセスメントや都市計画手続も進めており、令和8年度中の鉄道事業許可の取得、そして、令和9年度からの整備の着手に向けた準備を着実に進めてまいります。

世界に開かれた本県のさらなる発展と新生シリコンアイランド九州の実現、ひいては日本の半導体関連産業の復活を目指す国家戦略の実現のため、空港アクセス鉄道の整備の完成を目指し、全力で取り組んでまいります。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 空港ライナーについてお答えします。

空港ライナーは、平成23年10月に試験運行を開始し、平成29年4月に本格運行に移行しました。現在は、ジャンボタクシーにより、空港から最寄り駅であるJR肥後大津駅までの間を1日往復54便運行しています。

空港利用者の増加や空港ライナーの認知度の向上などにより、昨年度は、過去最高の約15万人に利用され、今年度の利用者数は、それをさらに上回る見込みです。

このように、年々高まる利用ニーズに対しては、応援車両を手配することで対応していますが、年末年始などの繁忙期には積み残しが発生することや物価高騰の影響等による経費の増加など

の課題も生じていることから、安定的な運行を維持していくための早急な対策が必要と考えています。

また、これまでは、阿蘇くまもと空港を核として、周辺地域の活性化を目指す大空港構想の下、空港利用者を対象とする空港サービスの一環として無料で運行してきました。しかし、令和16年度末の開業を目指す空港アクセス鉄道整備の進捗状況を見据えると、JR豊肥本線を利用した空港アクセス手段を担う公共交通として再整理し、その機能の充実と持続可能性を高める運用の見直しを行うタイミングに来ていると考えています。

このため、空港ライナーについては、供給量を増やすなどの輸送力強化を進めるとともに、公共交通としての安定的な運行を行うため、本年夏頃をめどに有料化を行います。

今後も、新たな運用の下、より利便性の高い運行を実現し、好調な需要に対応できるよう取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 知事から、これまでの取組の状況と今後について答弁をいただきました。

令和9年の整備着手とのことでしたが、開業は令和16年度末と聞いています。ただ、空港アクセス鉄道の整備に係る総事業費を見ても、令和4年度の肥後大津ルート整備方針決定時と比べ、この2年間で約200億円の増加となりました。このことからすれば、早期に事業を進めることは、長年の課題である空港アクセスの改善はもとより、整備コストの抑制にも効果があると考えます。

また、今後の空港ライナーについては、輸送力強化とともに、公共交通としての安定的な運行を目指して、今年夏頃をめどに有料化し、好調な需要に対応できるよう取り組むとの答弁をいただきました。

これまで空港利用者のみの利用に限定されていたものが利用者を限定しない公共交通機関と位置づけられれば、空港周辺地域への移動ニーズを含め、新たな需要への対応が期待できます。

なお、公共交通機関としての運行には、サービス提供者として、これまで以上の責任が伴います。県民の期待に応えられるよう、しっかりと運行していただければありがたいと思います。

以上で、今回用意しました全ての質問を時間内に終了いたしました。

これからも、県議としてしっかりと研さんを積んでまいりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げ、最後まで御清聴に心からお礼を申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時38分休憩

午後0時59分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

公明党城下広作君。

〔城下広作君登壇〕(拍手)

○城下広作君 皆さん、こんにちは。熊本市第一選挙区選出の公明党の城下でございます。

党を代表して質問をさせていただきます。

午前中は、自民党の高木先生の質問がございました。そして、高木先生は、今日は黄色のネクタイで、幸せを呼ぶという縁起を担いでこられたと言われましたけれども、私は、毎回議会のときは黄色いネクタイでございます。ただ、幸福を呼ぶできたかという、なかなかちょっとそこははっきりしませんけれども、私が黄色いネクタイの先輩ということでPRしておきたいというふうに思

っております。

また、今日は、桃の節句、3月3日です。一方で、耳の日ということも聞いております。今日は、知事をはじめ執行部の皆さん、耳の痛い質問をしたいと思えますけれども、その辺は少し耳をかばって、やわらしく言うような形にもしております。

もう1つ、私はちょっと歴史が好きなものですから、歴史をちょっと振り返って話をしたいと思います。明日3月4日は、田原坂のいわゆる合戦が始まった日で、20日まで17日間、田原坂の合戦があったと。今年149年。来年がちょうど150年という節目になるということで、田原坂では、同じ日本人同士が、考えの違いによって、国論を二分するような政策に対して、命を落として、若い命も落としたり。今は、なかなかお互い日本人が命を落として戦うことはもう終わりました。しかし、選挙というのがあって、ここで命を落とす覚悟で戦いをすることによって変わったわけでございますけれども、まず一番最初の質問は、その総選挙の結果を受けた感想についてということで質問をしたいというふうに思います。

年明け早々、突然の衆議院の解散から短期決戦で総選挙が行われ、結果は、皆さんも御承知のとおり、自民党が戦後最多となる316議席を獲得する歴史的な勝利を収めました。

私が支援した中道改革連合は、結成間もない政党ということもあり、新党結成の理念も名前の浸透もせず、惨敗の結果に終わりました。

今まさに国会開催の真っ最中ですが、与党、野党問わず、選挙期間中から国民の声として上がっていた景気や物価高対策、そして、我が国の安全保障の論議を国民目線に立って、納得の得られる意見を堂々と論議していただきたいと切に願っています。

また、もう一つ気がかりになるのが、2月初めに総選挙が行われたことから、新年度政府予算案の年度内成立が難しいとされている点です。

言うまでもなく、新年度予算が年度内に成立しませんと、暫定予算を組むこととなりますが、暫定予算は、本予算成立までのつなぎとなる一時的な予算で、法律で支出が義務づけられた人件費や社会保障といった必要最小限度の経費に限定され、新規事業は原則として計上されません。

よって、高市首相が昨年訴えてきた4月からの教育無償化や給食費無償化が行われなくなるおそれがあります。これでは、国の予算の裏づけのない不安定な状況になり、全国の自治体に迷惑をかけ、そして、何よりもこの予算を待ちわびていた生徒や保護者の期待を裏切ることにつながりかねません。

ただ、予算の成立を急ぐあまり、審議時間を大幅に減らし、強引な国会運営を望む国民は少ないと思いますし、安定した数を抱える与党だからこそ、丁寧な対応を求めたいものです。

そこで、木村知事にお尋ねします。

まず、今回の総選挙の結果をどのように受け止めておられるのか、木村知事の率直なお気持ちをお伺いいたします。

次に、今まさに審議中の新年度予算案が年度内に成立しませんが、先ほど挙げました教育無償化や給食費無償化の予算の裏づけのない状態になり、自治体にとっては、授業料の徴収や給食費の徴収に不安を抱かざるを得ません。そのほかにも、公共事業などの発注にも影響しかねません。

そこで、年度内不成立になった場合の本県の影響について、木村知事のお考えをお伺いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 公明党の代表質問、城下先生

からいただきました。

まず、さきの総選挙の結果の受け止めについてお答え申し上げます。

今回は、通常国会の冒頭解散の後、投開票まで16日という戦後最短の期間での総選挙でした。

選挙結果は、自由民主党が単独で3分の2を超える議席を獲得しました。このことは、昨年10月の高市政権発足後の経済対策などの取組、また、責任ある積極財政といった方向性に対して、無党派層も含めて幅広い支持が集まった結果だと受け止めております。

衆議院では連立与党が絶対安定多数となりましたが、数におごることなく、民意を踏まえた熟議が重ねられることを期待しております。

地方行政を預かる知事の立場としては、まずは国会での十分な審議が尽くされた上で、新年度予算が早期に成立することを望んでおります。

この点につきまして、国の予算が年度内に成立しなかった場合の影響についてでございますが、学校給食費の負担軽減に向けた支援など、いわゆる教育の無償化については、4月からの実施に向け、国は、暫定予算への計上も含めて、あらゆる努力をして実現するものと承知しております。

県は、教育の無償化に要する経費を市町村や私立学校に交付する必要があるため、そのための予算を今定例会に既に提案しております。

また、市町村や私立学校においても、教育の無償化が4月から実施されることを前提に必要な予算が計上されるなど、着実に準備が進められております。

そのため、教育の無償化に関しては、国の無償化の方針が変わらない限り、本予算の成立が遅れても、県や市町村等の事務に大きな影響はないものと受け止めております。

なお、年度当初からの執行が必要不可欠な経費

で、国の本予算成立が前提となるものについては、県民生活や事業活動に支障がないよう、暫定予算への計上など、国の本予算成立前でも執行できる制度的な担保を国に求めてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 今まさに、国のほうでも、いわゆる予算の成立、このことに対して関心が集まっているわけでございます。このことに対しては、私も、予算が成立するパターン、仮にしないパターン、いろいろと考えてみました。先ほどの知事の答弁の中には、仮に予算が成立しなくても、しっかりそこはぎりぎりの形で担保できるという話を聞いて、そこは安心をいたしました。

これが仮に予算が年度内に成立しますと、それは今国会の論議の中でも、非常に審議時間を短くして通るといって形が仮に実現できたとしても、では、毎年度そういう形でできるかとなれば、それはまたいかがなものかという考えも出てくるのではないかと。大事なものは、やはり予算の内容、これをしっかり国民の前で論議をしながら、その内容によって国民が納得する、こういう形で決められる、このことを多くの国民は望むのではないかと。いうふうに思いますので、今後の国会の流れをしっかりと注視をしていきたいというふうに思います。

次に、副首都構想についてお尋ねをいたします。

今、自民党と日本維新の会の政権与党は、今国会での副首都法案の成立を目指し、協議がなされています。

副首都構想は、日本維新の会が大変熱心に取り組まれており、既に廃案となりましたが、かつて、副首都機能の整備の推進に関する法律案を提出されておりました。現在協議がされている副首都構想も、おおむね同様の内容になると考えられま

す。

そこで、この法律案の具体的な中身を分かりやすくまとめてみますと、目的は、東京一極集中の是正と大規模災害時における首都機能のバックアップ体制の構築。主な内容として、定義では、東京と並ぶ経済成長の牽引役であり、災害時に首都機能を代替できる機能を持つ都市。推進体制については、内閣に副首都機能整備推進本部を設置することを目指す。

要件については、人口や都市機能の集積が高く、東京と同時に被災する可能性が低い地域であることにまとめることができると思います。

このような内容を踏まえ、木村知事は、年頭の記者会見で、東京一極集中がこの国の最大のリスクとして、その上で、都内で交通機関などに大きな混乱が生じた東日本大震災を例に挙げ、首都機能を分散する必要性を訴えられました。

また、熊本県が副首都に適している理由について、東京や同じように副首都に意欲を示す福岡と比較して、人口が密集していないという利点を挙げられました。それに加え、県と政令指定都市である熊本市との連携が非常にうまくいっていることも利点として挙げられました。

そこで、木村知事にお尋ねをいたします。

まず、日本維新の会は、副首都を大阪府にと強いこだわりがあるようです。熊本県にとっては大変大きなライバルになると言えますが、改めて、副首都に名乗りを上げた木村知事の思いをお尋ねします。

また、熊本県が副首都に適している理由に、熊本市との連携のよさを挙げられていますが、熊本市との意見調整など、どのように進めているのでしょうか、木村知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 副首都構想への私の思いにつ

いてお答え申し上げます。

議員御紹介のとおり、私は、東京一極集中こそが、現在の日本で最大のリスクであると捉えています。

我が国の政治、行政及び経済の中核機能は首都圏に集中しており、首都直下地震など大規模災害の発生により、これらの機能に障害が生じた場合、国全体にわたって国民生活、経済活動に支障が及ぶことが想定されます。

このため、首都機能分散による災害時のバックアップ体制を構築することが必要であり、それに向けた副首都構想は、ぜひ推進すべきものと考えております。

また、副首都の設置により、首都機能や政府機関の地方移転が進むことに加え、関連企業や大学等の地方展開にもつながることとなれば、地域活性化にも大きく寄与するものと期待しております。

本県は、東京圏とまず地理的に離れております。同時被災の可能性が低く、南海トラフ地震の被害想定においても、比較的小さいとされております。

そもそも、本県には、陸上自衛隊の九州、沖縄を統括する西部方面総監部があるほか、従来から国の地方機関が多数立地しており、国における広域災害時の地方拠点としての位置づけもございます。これらのことから、さらなる国の機関の集積や災害時の自衛隊等関係機関との連携も円滑に進めることが可能と考えております。

さらに、副首都構想で想定される新たな経済圏の創出という視点では、本県には半導体を中心とした産業の集積が進んでおり、東アジア地域に近いという地理的優位性を生かし、国際ビジネスの拠点としての可能性も有していると考えています。

これらのことから、本県も副首都機能を担うに当たって、十分な適地であると考えております。

次に、熊本市との連携についてお答え申し上げます。

副首都機能を担うに当たっては、災害対応やまちづくりにおいて、地元自治体との連携が十分に図られていることが重要でございます。

これまでも、県と政令指定都市である熊本市とは、トップ同士が緊密に連携して、災害対応や渋滞対策などの課題に対して、強固な連携により取り組んでまいりました。

副首都構想について、熊本市長は具体的に熊本を適地と表明されてはおりませんが、首都機能のバックアップや東京一極集中の是正が必要だという点では私と一致しております。

しかしながら、副首都構想については、これから本格的な議論が国において始まる所であり、現時点で詳細な内容は不明でございます。

引き続き、国における議論を注視しつつ、県と熊本市の様々なレベルでの意見交換を行い、適切な対応に努めてまいります。

以上です。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 知事の答弁では、知事の思いとして、地理的状況、また、熊本のポテンシャル、そして、ある意味では、今後の経済発展、これを含めて適切だというような考えということを改めて確認をさせていただきました。

政府が、昨日、おとといだったと思いますけれども、この副首都構想の中で、全国に複数の箇所を想定するという報道も出されました。それは、結果的には、熊本県もチャンスが高まるのではないかというふうに期待をしますので、知事のような形で決断するのであれば、ぜひ、ある意味ではしっかり力を注ぎながら頑張っていかれると

いうことは、これは大変頼もしいことではないかというふうに思います。

そのときに、やはり大事なパートナーの一人となる熊本市——市長にはまだしてないということですけれども、この辺は、折々しっかりと話しながら、呼吸を合わせてやることが実現可能な一歩にまたつながるのではないかと思いますので、その辺りもしっかり期待をしていきたいというふうに思っております。

では、次に、3番目の質問でございます。

J A S M第2工場建設再開についてお尋ねをいたします。

私は、T S M Cに関する質問は、令和3年11月9日、T S M Cが新工場第1工場の正式発表直後の11月議会から今回2月議会まで、その間、質問の機会があるたびに上げてきました。今回で通算7回目の質問になります。

なぜこれだけ質問してきたかと申し上げますと、皆様と同様、我が国にとって世界的半導体メーカーの進出は、経済的にも安全保障的にも大変大きな意義を持ちますし、ましてや、熊本においては、経済や雇用など様々な分野で、100年に1度のビッグチャンスと言われているからです。

しかし、それと同時に、周辺地域はもちろん、多くの県民から、メリットだけでなく、デメリットを心配する声は今現在も上がっています。

そうした現状から、これまでの質問では、例えば、農地減少、交通渋滞、地下水の影響など、県としての対応を伺い、県は、県民の不安解消に向け、一定の努力をしていることから、私は、これまでの対応は評価に値すると考えています。

さらに、今後新たな課題が出た場合は、これまで同様、県民が納得するような説明責任を果たしていただきたいと強く要望しておきます。

そこで、今回の質問ですが、昨年末ごろから本

年2月初めまで、J A S M第2工場建設について、休止しているのではないかとこのうわさがささやかれていました。それは、第2工場は、当初2025年3月までに建設を着手する予定でありましたが、延期され、昨年10月になってやっと工事が始まりました。それ以降、現場には大きな重機が立ち並び、大型トラックも第1工場の建設当時のように、工場周辺で活発な動きが始まり、期待が膨らんでいた矢先、昨年の12月に入りますと、突然現場の大型重機が次々と撤退を始め、それに伴い、大型のトラックの往来も激減し、静まりました。

私も気になり、昨年12月末と本年1月末に現場を視察しましたが、うわさどおり、建設中の雰囲気を感じることはできませんでした。

こうした状況を受け、県の関係部署に、どうなっているのか、今後の予定をたびたび尋ねましたが、国策で進められているものであり、また、民間企業の情報管理もあることから、県には正確な情報が入ってきません、どうなっているか分かりませんとの説明を受けるばかりでした。

多額の税金が投入されている事業ですから、県民の知る権利に配慮が必要ではないかと私は感じました。

ところが、2月4日、突然J A S M第2工場建設開始の報道がなされました。うれしいやらびっくりするやらで、こうした情報も、県から聞くわけでもなく、突然SNSや新聞等に掲載された記事を読んで知る状況でございます。

これまで、世界的な需要の停滞や米アリゾナ工場への優先投資、熟練エンジニアや現地の労働力の不足などのうわさはありましたけれども、T S M Cの情報だけは、気にするだけ無駄なような気がします。休止も突然、開始も突然、誰かは御存じなのでしょうが、県にも知らされていないとい

うことは、大変気になります。

そこで、木村知事にお尋ねをします。

このように、J A S M第2工場の突然の休止や突然の工事再開という事態は、工事関係者やT S M Cの動向に基づいて事業計画を立てる自治体や事業者にとっては大変困ることではないかと私は心配しますが、木村知事は、このような事態についてどのような考えをお持ちか、所感をお尋ねいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) J A S M第2工場については、これまで、工事着手の時期や進捗状況、生産予定の主要製品などに関し、様々な報道がなされてきました。

一部報道には、事実と異なる内容もありましたが、その都度、県及びJ A S Mにおいて、県民の皆様にご迷惑が生じないように、適宜コメントを発信し、丁寧な情報提供に努めてきたところでございます。

先月のT S M Cによる第2工場の計画変更の意向表明については、成長著しいA I関連分野に使用される先端半導体の将来の需要予測を踏まえた、極めて高度な経営判断であると受け止めています。

また、半導体分野は、急速な技術の進展により国際競争も激しく、企業の意思決定には、秘匿性の高い情報が多分に含まれているものと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、半導体関連産業の集積に向けては、国民、県民の税金が投入されていることは紛れもない事実でございます。

そのため、県としても、可能な限り情報収集に努め、適時適切に情報を提供していくことは当然の責務であると考えております。

一方で、半導体産業の集積は、我が国の経済安全保障の観点において、重要な国家的プロジェクトでもございます。国の政策との整合性を図りながら、情報管理の徹底と県民への説明責任の両立という難しいバランスを取っていく必要があるものと考えてもおります。

引き続き、県といたしましては、第2工場の建設が円滑かつ着実に進むよう全力で支援するとともに、JASMをはじめとする関係機関としっかりと連携し、県民の皆様にご安心いただけるよう、適時適切な情報発信に努めてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 確かに、JASMの動向につきましては、非常に秘匿性の高いことだということは私も理解をいたします。そして、このことが、官邸に行かれて、CEOの方が訪ねられて、発表もありましたけれども、やはり、TSMCの場所は熊本県でございますので、熊本県にもできれば立ち寄っていただいて、こういう形の方でこうなるというのがあれば、もっと、ある意味では大変喜ばしいことかなと思いますけれども、ここは、国としっかりと連携を取ることが第一条件だということになりますけれども、改めて、そこを受け入れる県としても、いろんな形でプラスもあります。またデメリットもあります。そういう中で、県民に対して丁寧な説明が、これは、あればあるほど理解もある意味では進んでくるということで、協力もその後続くということにもなりますので、そういう形の配慮といいますか、流れはしっかりと県からも今後要望していくということもあっていいのではないかと、私個人はそのように思っておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

では、次に、4点目でございます。空港アクセスと市電の延伸について質問をさせていただきます

す。

県は、昨年の7月22日から26日にかけて、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業における調査検討結果から絞り込んだ整備ルートなどの説明会を、関係する自治体である大津町、菊陽町、益城町、西原村で開催しました。そして、さらに、整備ルートの決定に踏み込んだ説明会を、昨年の12月21日から23日にかけて益城町と大津町で行い、阿蘇くまもと空港アクセス線の概要と都市計画に定める理由を述べ、鉄道計画の概要とルートの概要を住民に提示されました。これにより、空港アクセス鉄道の推進に弾みがかかるとは思われますが、一日も早い完成を待ち望む住民、不安を抱える住民など、悲喜こもごもと私は推察いたします。

これまで、空港アクセス鉄道に関しては、この県議会でも様々な論議がなされました。特に、ルートに関しては、一旦決定したルートを変更し、再度議会で提出され、今日のルートに決定した経緯があります。それだけに、今回の都市計画決定に当たっては、特に関係地域住民の御理解は大変重要であり、県としては、特段の決意で臨まなければならない事業と考えます。

そこで、これまで関係地域住民の皆様へ実施された昨年7月の空港アクセス鉄道整備事業における調査検討結果の説明、さらに、12月の空港アクセス線の概要と都市計画に定める理由の住民説明会において、住民の率直な反応、理解度はどうであったのか、また、どうしても納得できないなどの厳しい意見は出されたのか、今の段階での住民の受け止めについて、所見を伺います。

次に、私は、本年1月3日の地元紙1面の記事を見て、非常にびっくりしました。タイトル、市電益城まで延伸案、まさかと驚き、タイトルだけに反応してしまいましたが、一呼吸おいて、記事の中身に目を凝らしますと、今後20年程度の将来

を見据えた都市圏交通の在り方を示す熊本都市圏都市交通マスタープランの素案の中に示されていることと理解し、後日、市から取り寄せた熊本都市圏都市交通マスタープランを確認してみますと、確かに、鉄軌道については、益城、空港方面への市電延伸として、健軍から益城町と書いてありました。このことを大きくクローズアップしたものと改めて理解をしたところです。

大変夢のあるプランですが、この案については、かつて空港アクセスルートを論議する過程で、市電やJR延伸、都市高速道路の延伸など、幅広い論議の中で、速達性、定時性、大量輸送、予算などの総合判断から、さきに述べた現在の空港アクセス鉄道に決定した経緯があると認識しています。

また、仮に益城、熊本空港への市電延伸の論議を始めたとしても、当時と大きく変化をしたことの中に、健軍から益城町において、県道熊本高森線4車線化事業があります。いよいよ今月20日には開通式が予定されていると聞いています。長年の懸案だった交通渋滞の緩和に多大な期待が寄せられることから、市電の延伸計画は矛盾が生じるのではないかと思います。

この熊本都市圏都市交通マスタープランの策定には、県も関わりを持ちます。そこで、木村知事も、年頭記者会見で、益城、空港方面への市電延伸のことに触れられていますが、改めて、さきに述べた空港アクセス鉄道の住民の反応はどうだったのか、また、健軍から益城町の市電延伸の件について、知事の所見をお伺いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 空港アクセス鉄道の住民説明会における住民の皆様の反応について、まずお答え申し上げます。

昨年7月に大津町、菊陽町、西原村、益城町の

4町村で開催した、1.5キロ幅でお示しした鉄道ルートを500メートル幅に絞り込んだ結果などに関する初めての住民説明会には、約170名の方々が御参加いただきました。

参加された方々からは、鉄道によって農地や集落が分断されることへの不安、空港駅の位置に関する提案、大津運動公園を経由する別ルートを要望する声など、鉄道の整備やその影響に関する様々な御意見をいただきました。

次に、12月末に開催した具体的な鉄道線形をお示しする都市計画素案の説明会には、ルートに該当する大津町や益城町の方々をはじめ、約450名が参加されました。

この説明会では、早期整備を望む声や空港へのアクセスの利便性の向上に期待する声をいただいたその一方で、地権者の方の戸惑いや営農継続への不安、騒音や振動等環境への影響など、事業への不安や懸念の御意見もいただいたところでございます。

このように、各説明会において様々な御意見をいただいたことから、空港アクセス鉄道に対する注目度、重要性を実感しているところでございます。

今後実施する都市計画の手続において、住民の皆様からのこうした御意見を丁寧にお聞きするとともに、環境アセスメントに係る住民説明会も開催するなど、あらゆる機会を通じて、住民の皆様にも事業への理解を深めていただけるよう、分かりやすい情報提供と丁寧な説明を尽くしてまいります。

次に、健軍から益城町への市電延伸の件についてお答え申し上げます。

熊本都市圏都市交通マスタープランについては、現在、県と熊本市が共同事務局となり、産学官で構成する協議会において、様々な視点からの

議論を踏まえ、策定を進めております。

このマスタープランの素案には、公共交通の利便性向上や交通渋滞改善に資する主な提案施策の一つとして、市電延伸を位置づけております。

協議会からは、益城町までのほか、健軍から市民病院、辛島町電停から南熊本駅までの延伸など、複数の路線が提案されていますが、まずは、市電の管理者である熊本市において、延伸計画に対してしっかりと検討していただくことが重要であると考えます。

議員御指摘の4車線化する県道熊本高森線については、熊本地震で沿線の建物が倒壊し、緊急車両等の通行に支障を来したという教訓を踏まえて、都市防災の観点から、良好な都市空間を確保するとともに、地域の方々が利用しやすい道路環境を整えることを目的として整備したものでございます。

このような経緯もございますので、熊本高森線の供用後の交通状況も踏まえながら、今後、益城町までの市電延伸について具体的な検討が進められる際には、それぞれの果たす機能などについて、関係機関とともに慎重に検討を行っていきたいと考えております。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 空港アクセスのルートに関しましては、もう都市計画は決定をいたしました。これが基本的に変わることはないと思いますので、あとは、住民の理解、丁寧なある意味では説明を行い、そして、一日も早く皆様から賛同いただき、そして具体的に用地交渉、いろんな形で進めて、造るからには、なるべく早く完成することが一番この恩恵を被ることになるのではないかと、いうふうに理解をしております。

そういう意味では、今回地元説明会で上がった心配事に対して、丁寧かつ、そして迅速に、そし

てその不安を解消する努力を最大限県が示すということが大事になるというふうに思っております。ぜひ頑張ってくださいと思います。

そして、この市電の延伸でございますが、20日に恐らく開通をして、本当に、前の県道高森線の道路の状況を知っている方に関しては、感慨深いものがあるというふうに思います。

せつかく、片側2車線、4車線、そして、今回は歩道も広く、そして、あえて電柱も地中化にし、まさに、本当に創造的復興の象徴となるような道路を造ろうということで決議をし、そして完成を今月迎えるわけでございます。

いつになるか分かりませんが、マスタープランに、そこに市電延伸ということがまだうたってあるということは、その可能性もゼロじゃないというふうに示していると同様でございますので、私は、あそこの中に、鉄道が、また市電が延伸されますと、4車線の2車線は鉄道の分に、電車に変わるという事柄になりますと、せつかく電柱も地中化したのに、恐らく、市電になりますと、そこにまた、鉄軌道の電気のための柱が建ち、そしてクモの巣のような形でまた電気の配線がされるとなれば、当初から考えていたものとは全然違う光景に映ってしまうのではないかと、いう心配がありますので、改めて、今回は、このことを通して、これはしっかりと、市とマスタープラン、もう20年、ある意味ではこのことを考えますよと言ってるわけですから、ここはどこかでやっぱりいろいろもっと論議をして考えなきゃいけないことではないかと、改めて私のほうからも、そのことを要望しておきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

熊本地震から10年における創造的復興の取組と追悼式についてということでございます。

御承知のように、今年は、熊本地震から10年目

の節目を迎えます。長いような短いような、人それぞれ地震に対する思いはあると思いますが、貴い命を失われた御家族の皆様にとりましては、決して忘れることができない出来事であり、家屋などの被害に見舞われた方々も、長い道のりの御苦労があったかと思えます。改めまして、亡くなられた方々の御冥福と被災に遭われた皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

今年は、熊本地震から10年目の節目を迎えることから、県は、熊本地震10年の犠牲者合同追悼式を、県と県内全市町村との共催で、4月16日、熊本市内にて、御遺族などを招いて実施すると聞いています。

木村知事は、この追悼式を執り行うにあたり、熊本地震で得た経験、教訓をしっかりと後世につなげていくこと、そして、御遺族の一人一人にこれからも寄り添っていくことが必要だと改めて感じた、県民が一丸となって復旧、復興に向かってきたこの10年を私たちの未来につなぎ、また、南海トラフ地震等をはじめとする様々な自然災害から県民の皆様のご命と暮らしを守るため、この10年の節目に、県と県内全市町村が共催する合同追悼式を開催し、県全体で災害の記憶の風化を防ぎ、防災への思いを新たにしたい、また、開会日の説明の中で、今日午前中の答弁でもありました、世界に誇れる防災先進県熊本の確立を進めると述べられています。

その思いからか、式典の前後には様々な催しが計画され、式典に先立っては、希望される御遺族を対象とした遺族間の交流の場を開催し、一般献花を受け付けるほか、市町村長を対象とした県防災・危機管理トップセミナーを開催予定とか——これは答弁でありました、10月ぐらい、秋ぐらいということで、さらに、全国の自治体職員向けのシンポジウム、防災リーダー向けの新たな研修、

地震を想定した総合防災訓練等、地域防災力の強化に向けた取組を行うと聞いています。

私自身も、常々、いざ災害が発生したらどう動けばいいか自問自答し、危機意識を持つことに努めています。

また、県職員も、熊本地震以来、災害等の対応時は、全職員が防災服を着用することや、4月には、災害を想定した抜き打ちの登庁訓練などを実施しているようですが、とても大事な取組だと思います。

そして、県の防災センターにおいては、展示・学習室への来館者がこれまで2万人を超えているようで、今後より多くの県民の来館を望みたいものです。

そこで、まず第1点目として、木村知事にお尋ねをします。

熊本地震から10年目の節目に当たり、創造的復興の象徴的な取組として、ハード、ソフト面の中で何を挙げたいと思われますか、また、道半ばとして心残りに思うことがあればお示しいただきたいと思えます。

次に、節目に行う追悼式は、防災意識を高める上で非常に重要な行事と考えます。これまでの熊本地震における追悼式の在り方については、県下の市町村ごとの考え方があり、開催時期、内容を含め、様々な取組がなされてきたと思えます。今回は、10年の節目ということもあり、合同の追悼式が行われますが、無事に終わることを心からお祈りします。

そこで、2点目として、これまでおのこの市町村で行われた追悼式と県の今後の追悼式の在り方について、知事の御所見をお伺いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、1点目のこれまでの創造的復興の取組についてお答え申し上げます。

熊本地震の発生から10年、私たちは、あの日を忘れることなく、多くの貴い命が失われた悲しみに向き合いながら、復旧、復興に取り組んでまいりました。

県民生活と地域経済を支える道路、橋梁、公共施設などのインフラの再生は、まさに県の総力を挙げた挑戦でした。

国の絶大なる御支援をいただいた阿蘇大橋の再建や国道57号北側復旧ルートの開通は、復興の象徴であるとともに、地域の未来を切り開く大きな希望となりました。

さらに、地震により甚大な被害を受けた益城町の復興まちづくりの核として進めてきた県道熊本高森線の4車線化については、前の質問で議員にも触れていただきましたとおり、地域の皆様の御理解、御協力により、今年20日に全線供用を開始いたします。

また、これらハード面のみならず、ソフト面の充実が極めて重要であることも、この地震から学んだ大きな教訓でございます。

そのため、県では、いっどこで起きるか分からない災害に対して、平時から十分に備えることができるよう、行政が行う公助はもとより、個々の備えである自助、さらには、地域で支え合うための共助を促す取組を推進し、総合的な災害対応力の向上を図ってまいりました。

中でも、その共助につきましては、熊本地震の際に、住民同士のつながりが人命救助に大いに役立った西原村の大切畑地区の事例なども教訓に、これまで、各地域において積極的な支援に取り組んでまいりました。

その結果、共助の核となるであろう県内の防災士の数は、地震前の1,073人から6,051人と、約6倍に増加するとともに、地域住民が主体となる地区防災計画は、地震前はゼロでしたが、令和6年

度には403地区で策定され、全国2位の策定数となっております。

このように、ハード、ソフトの両面で、単に元にあった姿に戻すのではなくて、災害に強い熊本を目指して取組を進めてまいりました。

これらの成果は、この10年間、県民の皆様が積み重ねてこられた不断の努力によって達成できたものでありまして、創造的復興の理念をまさに体現する象徴的な取組であると私は感じております。

次に、2点目の追悼式についてお答え申し上げます。

地震から10年の節目を迎える今年の追悼式につきましては、県全体で犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、改めて震災の記憶と教訓を共有するために、県と県内全市町村との共催で実施させていただきます。

来年以降については、県の追悼式は、熊本地震で犠牲になられた方々の追悼と鎮魂の場である防災センターの祈念碑の前で、厳粛かつ丁寧に実施したいと考えております。

また、市町村における追悼式は、それぞれの市町村の御意見もお聴きしながら、その考えを尊重してまいります。

今後も、追悼式の開催を通じ、熊本地震の記憶を風化させることなく、そこから得た貴重な経験、教訓を次世代に継承してまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 災害によって大変苦しんだ部分もございますけれども、今後の災害に対する学んだ部分も大変多いというのが、改めて感じとるような状況でございます。

特に、復興に関しては、本当に、阿蘇のトンネル、また橋、これはもう考えられないような復旧を、国を中心としてやっていただいたものだなと

いうふうに、また思います。もう大変これはありがたい国の支援だったというふうに思います。

それと、公助、自助、共助の部分で、特に熊本地震、また、令和7年の大雨洪水の件に関しても、熊本で災害に対する思い、そしてボランティア精神、そして防災に対して学んでいこうとする防災士の、ある意味では資格を取る人が増えてきたということ、これは、もう本当に、災害から学んで、そして、熊本県民として、自分だけではなく、人の力にもなろうというような形の取組が、今日の、例えば防災士なんかも——防災士では6倍ですけれども、例えば、地区防災計画は、本当、地震から、ゼロだったものが、403地区、全国で2位というようなことは、もう本当に、ある意味では、地域住民の意識の高まりというのはいさごいなというふうに、改めてそれに感心をするところでございます。

また、追悼式、我々も、よもやすると、いろいろ薄れる、しかし、こういう追悼式によって、もう一度原点に戻り、その命の貴さ、災害でお互い助け合う、そういうことを、ある意味では確認する意味でも、こういう追悼式は非常に大事な部分でございます。ぜひとも、この今回の10年の節目になる追悼式には、大成功するような形で見守っていきたいと思いますし、また、参加もさせていただきたいというふうに思います。

次の質問は、その災害に対して、関連するような形の部分でございます。防災・減災対策についてということでございます。

いろいろ、この質問に対しても、今まで取り組んできました。この防災・減災対策につきましては、昨年の11月議会でも取り上げましたが、このときは、国、県、市町村間の連携、災害ボランティアの確保、坪井川の治水対策などに関連する質問でした。

今回は、今まで取り上げなかった角度で、昨今頻繁に起こる林野火災、住宅密集地の火災、防災、減災に係る所有者不明建物、土地の解決や狭隘道路等の問題について質問をします。

まず、林野火災に対する防災対策の対応についてお伺いします。

一般的に、災害と言えば、やはり最初に思い浮かべるのが、地震や津波、台風や大雨による洪水被害だと思います。しかし、最近では、火災による災害級の被害が全国で相次いでいます。

具体的な例を挙げてみますと、昨年2月に岩手県大船渡市で林野火災が発生、約3,370ヘクタールが焼損し、200棟を超える建物に被害が出ました。この経験を踏まえて、国では、林野火災注意報と林野火災警報が新設され、本年1月1日から、準備が整った市町村から運用されています。

この新たな注意報、警報の国の発令基準を見ますと、林野火災注意報を発令基準とする基準として、直前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ直前30日間の合計降水量が30ミリ以下、または気象庁が乾燥注意報を発表したことを挙げています。

また、市町村長が区域を指定して発令し、住民には屋外での火の使用を控える努力が課せられます。

続いて、林野火災警報は、同注意報が発令されていて、さらに気象庁が強風注意報を発表したときに発令されるものです。

対象区域内での火の使用を禁止し、違反した場合は30万以下の罰金などの罰則が科せられることを想定されています。

いずれにしましても、注意報、警報を発令する指標や火の使用制限の内容などの詳細は市町村で決めるとされ、これは、地域の森林火災のリスクに応じたきめ細かい対策に対応するためであり、

住民に新たな制度の仕組みを丁寧に周知し、理解を得ることが重要となります。

そこで、第1点目の質問ですが、今回の山林火災の新たな注意報、警報発令に関する条例制定に係る県内の市町村の状況と県としての認識や関わりについてお尋ねをいたします。

次に、第2点目の質問ですが、昨年11月18日に発生した大分市佐賀関の大規模火災は、住宅など187棟が焼損し、甚大な被害を出しました。住宅のある半島部分が鎮火するまで、実に10日間を要したことになります。

ただ、飛び火をしたと見られる沖合の無人島に熱源が残り、市が火災全体の鎮火を宣言したのは、何と発災から17日目でありました。

ここまで被害が拡大したのは、発災後に強風が続いたことが要因の一つと見られますが、現場は、木造住宅が密集し、空き家も多かったため延焼しやすく、その上、道幅の狭さから消防車両が入りにくかったことが消火の難しさにつながったとの見方があります。

私も、先月19日、地理的状况を確認したいとの思いから、現地に足を運びましたが、規制線が張られ、中に入れませんでした。しかし、移動し、高台から見た光景は、道路も確認できないぐらいの住宅密集地でした。

この佐賀関と似たような地域は全国に点在し、本県にも数え切れないほど存在をします。まさに、対岸の火事ではないと、注意喚起すべきと思います。

そこで、具体的な取組として、道路の拡幅や防火水槽の整備のほか、住民が使える消火用のホースを増やして、地域の初期消火体制を手厚くしたり避難体制を強化するなど、ハード、ソフト面の整備を加速する必要があると思いますが、町並みの歴史、用地の問題、予算など、そう簡単にはい

かないのが現状であります。

そこで、まずは取り組むことができる対策として、特に火災の延焼が高いと思われる地域を調査、指定し、浸水や土砂災害危険地域を示すハザードマップのように、住民に火災予防の意識を高める上での、仮称でございますけれども、火災延焼可能性地域として、ハザードマップを住民の理解を得ながら作成すべきと思いますが、県の考えを総務部長にお尋ねいたします。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) まず、1点目の林野火災注意報、警報の条例制定についてお答えします。

林野火災の原因は、たき火や火入れなど、人為的行為によるものが多く、本県の林野火災の発生件数は、ここ5年間では年間60件程度となっております。

林野火災は、未然に防止することが重要であり、県民一人一人に防火意識を徹底していただく必要があります。

このため、県内の12消防本部の全てにおいて、火災予防条例を改正し、林野火災注意報、警報の運用を始めています。

林野火災注意報、警報が発令されると、キャンプ等レジャーでのたき火をはじめ、対象区域で火気の使用制限が行われることとなります。一たび山林で火災が発生すると、大規模な災害につながるおそれもあることから、住民の皆様には、注意報、警報について理解していただき、守っていただくことが大切です。

県では、市町村や消防本部に対して、林野火災注意報、警報に関する住民への周知を促すほか、森林法に基づく火入れの許可の要件等について、市町村長が定める火入れに関する条例に林野火災注意報、警報が発令された場合の対応を明記する

よう依頼したところでは。

引き続き、市町村や消防本部と連携し、住民や山林への入山者に林野火災の予防について注意喚起を図ってまいります。

次に、2点目の火災延焼可能性地域のハザードマップの作成についてお答えします。

昨年の佐賀関での大規模火災は、風の強さや向きが変化する中、町なかで次々と飛び火が発生し、延焼が拡大しました。

火災は、気象状況や建物の構造等により延焼範囲が左右されることから、事前予測が難しく、過去の浸水の実績や地形から作成される水害や土砂災害のハザードマップのように、あらかじめ被害範囲を明確にすることは困難です。

佐賀関での大規模火災を踏まえた消防庁の検討会では、自治体における住民の避難行動に関する効果的な取組を横展開する必要性等について検討が行われています。

住宅密集地で火災が発生すると、急速に被害が拡大するおそれがあることから、住民による初期消火を含めた火災を拡大させないための対策と逃げ遅れを防ぐ迅速な避難等、住民の防火意識の向上が求められます。

天草広域連合消防本部では、佐賀関での火災を受け、住宅密集地で火災の発生を想定した住民参加型の防災訓練を実施されたところです。

県としても、市町村や消防本部と連携して、引き続き県民への防火意識の啓発や防火対策の普及を図ってまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 今一部の間では、キャンプのブームというような形になっています。こういう注意報が出たり警報が出ると、キャンプで簡単にたき火をしてしまうと、30万円の罰金が科せられることもあるということなども、やっぱり広報、周知

徹底をしておかないといけませんし、また、万が一火災の——そういう空気の乾燥とかあった場合には、もうむやみやたらに火を使うと大きな森林火災になり、そして住家にも及ぶというのは、もう本当身近なところで起きておりますので、ぜひ、この条例が新しく皆さん策定され、この1月1日から大きな流れができましたので、ぜひ注意をしていただきたい。防げる分は防いでいくというふうに頑張っていたいただきたいと思います。

それと、住宅密集地、平場での火災でございます。県下の特に漁村周辺では、もともと狭い道路、背戸というところが多いような住宅密集地はたくさん存在をしています。もうこれも一つの町並みであり、ある意味では歴史的な背景もあり、また、生活の知恵であるというような住宅の集落なんですけれども、私の出身の牛深なんかもこういうところはたくさんありまして、こういうところに家を立ち退いて道を広げる、これはもう不可能な話でございます。

こういうところは、あらかじめ、私は今回提案をして、地図上で防災マップみたいな形で注意してくださいよということぐらい指定はできないんですかと言ったら、それはできませんということで、非常に残念な結果だったんですけれども、それは、しっかりと、住んでおられる方は意識も高く、防災訓練等も行政からしっかりと誘導していけば、私は大事かなとは思いますが、ぜひ、本当は地図なんかでも、そういう危険地域ですよという喚起を促していくことは大事じゃないかということで提案しましたので、いつかどこかで心変わりをしたら、そういうことを作成するよう頑張っていたきたいというふうに思っております。そのときは私が言ったということで、また認識していただければというふうに思います。

では、その延長で、また2つございます。

所有者不明建物、土地の対策、狭隘道路のことについて質問します。

先ほど、火災延焼の原因の一つとして、空き家の多さも挙げました。この空き家の問題は、以前より大きな課題として取り上げられ、特に人口減少に悩む市町村においては、大変深刻な問題とされています。

2026年1月、法務省が進めている所有者不明建物に関する実態調査により、日本全国に登録されていない建物が1,000万戸を超える可能性があることが明らかになりました。こうした未登記建物の存在は、大規模火災時における復旧の遅れだけではなく、不動産の取引の障害など、社会的な影響も大きく、政府も、2025年6月の閣議決定で、本格的な対策を講じる方針を明示しています。

しかし、なぜ日本にはこれほど多くの未登記建物が存在するのか、背景を詳しく見てみますと、法律的、社会的、制度的、さらには心理的な要因が複雑に絡み合っているようです。

まず第1に挙げられるのは、不動産登記制度に対する一般市民の意識の低さです。不動産登記法では、建物を新築した場合や所有権が移転した場合は、原則として1か月以内に登記申請を行うことが義務づけられています。しかし、実際には、認識されていない現状が長年にわたり続いています。

特に、地方では、登記しなくても生活に支障はないという意識が根強く、法的な手続を軽視する傾向があります。地元の付き合いや口約束による所有権の移動が黙認されている地域も多く、結果として正式な登記手続が取られないまま建物が存在し続けます。

また、深刻な問題として挙げられるのが、相続時の登記漏れです。日本では、不動産を相続した場合にも登記変更の義務がありますが、実際には

多くの人がこれを怠っています。相続手続は煩雑で、場合によっては数十万円の費用がかかることもあり、特に価値の低い地方の建物や空き家については、わざわざ登記変更する必要はないと判断されがちです。

その結果、登記簿上では既に亡くなった人が所有者として残り続け、実際の所有者が誰なのか分からない所有者不明建物が年々増加しています。しかも、相続が複数代にわたって行われると、関係者が全国に散らばり、登記手続自体が事実上不可能になるケースもあり、例えば、道路拡幅や新設道路の建設に対し、工事の進捗に大きく影響を受け、工事の遅延や断念につながる例も少なくありません。

また、危険地帯を守るための急傾斜対策事業にも大きな影響を及ぼします。このことは、所有者不明土地についても同様です。

さらに、災害時においても大きな障害となり得ます。例えば、2011年の東日本大震災では、倒壊した建物の所有者を特定するために多大な時間と労力が必要となり、被災地の復旧、復興が遅れる大きな要因の一つとなりました。所有者不明土地や建物は、行政の手続に支障を来したり、避難所の設置や仮設住宅の建設など、迅速な対応が求められる場面で大きな障害となったとされています。

この深刻な未登記建物問題を解決するために、国においては、登記の義務化に対する周知徹底を図ることや登記手続を簡素化するための制度改革がなされていますが、現行の制度では、相続登記に複雑な書類作成や高額な費用がかかるために、特に高齢者や地方在住者にとっては大きな負担となることを踏まえ、手続を簡素化し、費用面でも負担を軽減できるような支援制度を考えるべきだと思います。

そして、県は、市町村と連携して、国に対して強く申し入れるべきと考えます。そして、要望を行うだけではなく、市町村と連携し、仮称未登記建物発見、登記誘導プロジェクトなるものを立ち上げ、所有者不明建物、所有者不明土地の問題解決に全力で取り組むべきと考えますが、県の考え方をお尋ねします。

次に、道路等に関することになりますが、災害において、やはり問題になるのが、道路の幅員が狭い、いわゆる狭隘道路があります。この狭隘道路というのは、4メートル未満の道路のことを言います。このような道路は、避難時の通行障害や消防車両の進入を妨げ、被災後の復旧作業の非効率化につながり、深刻な問題となっています。

国も、この狭隘道路の解決に向けた取組については、令和6年3月策定のガイドラインで、地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれに合わせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化、無電柱化の推進、都市化に伴い無秩序に形成された住宅市街地における狭隘道路等の現状分析を行い、防災・まちづくり部局等と連携し、重点的に安全性を確保すべき地域の把握と対策を推進すると記しています。

これらを受けて、既に、国は、安全な住宅市街地の形成を図るため、地方公共団体が実施する狭隘道路に係る情報整備や狭隘道路のセットバック等に要する費用に対し支援制度を整備しており、制度を活用した狭隘道路のさらなる解消が必要と考えています。

一方で、大規模火災が発生した大分市佐賀関のような住宅密集地では、道路の幅が著しく狭い上に、建物が道路に接し、敷地いっぱい建てられている場合が多く、狭隘道路の解消が進まないのが現状です。

そこで、住宅密集地における狭隘道路を含めた

防災、減災対策について、県の考え方を土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) まず、所有者不明の建物や土地の対策についてお答えします。

議員御紹介のとおり、建物や土地の相続後の登記が行われていないことや、また、所有者の移転による放置などにより、所有者不明の建物や土地が発生している状況があります。こうした不動産の増加は、まちづくりや災害復旧といった公共事業を行う際の課題となるなど、円滑な利用に支障が生じています。

登記事務を担う国においては、その発生予防のため、令和6年から、相続登記を義務化する措置が講じられましたが、手続の煩雑さや費用負担もあることから、登記が進んでいないと考えています。

県としても、これらの不動産の発生を予防するため、まずは、国や市町村と意見交換を行い、現状把握を進めるとともに、把握した課題を踏まえ、手続の簡素化等の制度改善について、様々な機会を通じて国に要望してまいります。

さらに、県民に対しては、登記の必要性を理解いただけるよう、市町村や関係機関と連携し、周知啓発に取り組むなど、所有者不明不動産の対策につなげてまいります。

次に、狭隘道路等の対策についてお答えします。

狭隘道路に面する建物が立ち並ぶ地域においては、道路幅の狭さが、例えば、火災発生時の住民の避難や緊急車両の進入の妨げとなっており、その対策は重要と認識しております。

狭隘道路沿線における建物の建て替えが発生する際は、市町村が道路幅を確保するための整備を行うことができますが、事業に対する市町村の認

知度や住民への説明が不足しており、一部の実施のみにとどまっています。

県では、これまでも、市町村に対し、狭隘道路の対策の必要性について説明を行ってまいりましたが、さらなる事業の促進につながる研修会等を開催するなど、働きかけを強化してまいります。加えて、住民に対する啓発を促すための取組についても、市町村と連携し、検討してまいります。

また、建物の改修について、道路幅が著しく狭い地域では、建築行為が制限されていますが、防火性の高い外壁を採用することなど、現在、制限緩和に向けた基準を策定しているところです。

引き続き、狭隘道路の改善や建物の防火性能の向上に取り組み、地域における防災、減災対策の充実を図ってまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 よく一般道を通るときに、ここはもう整備をしてもいいのではないかと思うくらい、前後は道路が改良ができてるんだけどできていないところが見当たることがあります。原因を聞くと、所有者が多くて同意が取れないという理由で進まないというのもよくあります。結果的には、所有者が、例えば外国にいるとか、そういうことで所有者の同意を得られない、だから公共事業を止めるということもたくさんあったりとかして、ここは、熊本県だけじゃなくて、全体的に登記をしっかりともう変えていくという流れをつくるというのは、あらゆる災害だけではなく、いろんな面で大事なことだなというふうに思います。

それと、この狭隘道路、もう非常に4メートル以下の、4メートル以下というか、2メートル以下もないようなところもたくさん県下にあります、特に田舎に行くと。それは、お互い隣同士声を掛け合うという形で利便性を追求して、そういうふうなまちづくりをやったところも漁村ではあ

るんですけれども、この佐賀関の現場で見たときも、やはり狭い道路というのがあって、結果的になかなか延焼を止められなかったと、強風もあったと。

そこで、ある意味被害に遭う方が、1名しか亡くなってはいないんですけれども、それは、日頃から住民の声かけ運動があって、そして、誰がどこに、障害を持たれる方、高齢者の方、把握されていて、住民の方が全部そのことを素早く避難につなげたということで、犠牲者が少なくとどめられたというような部分があったと聞きました。

この狭隘道路に関しても、しっかりと根気強く訴えていくことが大事かなというふうに思います。

牛深にも、本当そういうたくさん狭いところもありました。この間ちょうど日曜日は、卒業式の関係で、同じようなところをちょっと見てきました。場所によっては、人間と猫が擦れ違うだけであとは誰も通れないというようなところもあります。やっぱり本当狭いようなところがたくさんありますので、その辺をしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

生成AIの活用状況と今後の取組についてでございます。

この生成AIについては、令和5年6月の一般質問で取り上げて以来、2回目の質問となります。今回はまだ全国的に本格的に活用が始まっていない状況でしたので、全国の県や市町村の先進事例や意気込みに関する情報を基に、知事部局、教育長、警察本部への質問を行いました。

答弁では、セキュリティー上のリスク、子供たちが自分の考えを形成するための手段として、生成AIを適切かつ効果的に活用することができるようルールづくりが必要であるとか、情報の正確

性については、最終的には人が判断するよう注意喚起をしているなどの答弁がなされました。

あれから2年半たちました。この間、AIの技術や活用方法も世間では大きくさま変わりしています。特に、若者の間では、動画作成に欠かせなくなった生成AI、映画やYouTube、ティックトックなどは爆発的な広がりを見せ、2025年は生成AI元年とも言われているようです。

ただ、若者の使い方、全く違った使い方もあるようです。それは、小中高の自殺者が増えている中、心の悩みを打ち明ける際の負担感を減らし、支援につながる糸口になるよう、対話型の生成AIを活用する動きです。

また、先月2月には衆議院選挙もありました。この衆議院選挙でも、生成AIで作ったとされる架空の動画や画像が拡散しました。中には、候補者の好意的な発言をする内容が2万件以上のいいねを得ていたという話もあります。今や政治の世界でも、生成AIの影響を受ける時代になりつつあるようです。

いずれにしても、生成AIの活用方法は、制御の方法がなかなか難しい状況になりかけているようです。

そこで、政府は、昨年12月、研究開発と利活用を促すAI基本計画を閣議決定しました。その中身は、1つ、利活用の加速的推進、2つ目、開発力の戦略的強化、3番目に、ガバナンスの主導、4番目に、継続的変革の4つの方針に基づく施策を推進し、世界で最もAIを開発、活用しやすい国の実現を目指すと発表されました。

我が県も、私が質問した令和5年6月以降、県の業務でAIを活用した事業が増えていることを確認させていただきました。

例えば、全職員を対象に、挨拶文案の作成、会議概要の要約、研修資料、レジュメの作成等、ま

た、以前より活用していた議事録作成支援サービスでは、音声データの文字起こし、音声文字データの編集などがあり、以上の内容が仮に職員の手作業で処理されていた場合と比べ、相当な事務作業の削減効果が見られたと聞いています。

そのほかにも、AI活用の関係機関との包括連携協定の締結やAIに関するイベントの開催など取り組まれているようですが、今後期待したいと思います。

そこで、木村知事にお尋ねしますが、AIの活用に対するメリット、デメリットの認識と県業務における今後の活用の方向性について、知事の御所見をお伺いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 近年、半導体関連産業の集積への対応をはじめ、急速なグローバル化の進展、気候変動による災害の頻発化、激甚化など、本県を取り巻く環境は、目まぐるしく変化を続けています。

また、将来的に少子高齢化のさらなる進展が見込まれる中、限られた予算と人員で山積する課題に対応していくためには、デジタルの活用などにより、作業的な業務を徹底的に効率化し、職員が施策立案等の業務に注力できる環境をつくる必要があります。

これまで度々申し上げてきたとおり、私の政治方針の根幹にあるのは、徹底した現場主義でございます。職員が様々な現場の声を真摯に聞き、機動力をもって効果的な施策立案を行っていく時間を確保するためにも、業務効率化の推進が必要不可欠でございます。そして、その鍵を握るのが生成AIの活用だと考えております。

そこで、議員御質問の生成AIのメリットとデメリットについてですが、生成AIのメリット、最大の強みは、人間を煩雑な作業から解放し、判

断の精度を高めることです。

例えば、面談記録や会議録の作成など、従来は数時間かかるような作業に劇的な生産性向上をもたらしています。また、膨大なデータを分析し、人間では気づけないパターンや将来予測を導き出すこともできます。

ただ、一方で、生成された情報の正確性が不十分な場合があることや、使い方次第では、機密情報や個人情報が外部に流出してしまうなどのリスクもございますので、利用ルールの整備と徹底が不可欠でございます。

次に、A I活用の状況についてお答え申し上げます。

県では、生成A Iのメリットとデメリットを踏まえながら、庁内における生成A Iの利用ルールを定め、様々な業務に生成A Iを積極的に活用しており、業務の削減効果が着実に現れております。

例えば、議事録、会議録の作成業務では、令和6年度の1年間でございますけれども、約1万4,000時間の業務量削減効果がございました。

また、現在、議員御紹介いただいた包括連携協定に基づいて、一部の所属において、民間企業と連携した生成A Iの活用による業務効率化の取組に着手しております。

来年度からは、業務見直しの推進体制を強化して、令和10年度までの3年間を集中取組期間として、県政の様々な分野で業務プロセスの抜本的な改革に取り組んでまいります。

同時に、この業務改革を進めるためには、全ての職員がデジタルの力を積極的に活用できる人材として成長することが必要です。このため、今年度中にデジタル人材育成に係る基本方針を策定し、職員のさらなる業務改善意欲とデジタルスキルの向上に力を入れてまいります。

議員御紹介のとおり、A I基本計画では、我が国のA I戦略の進化に向け、イノベーション促進とリスク対応の両立の徹底により、世界で最もA Iを開発、活用しやすい国を実現していくとされています。

このように、国を挙げてA I活用の機運が一層高まりを見せる中、熊本県こそそれをリードする存在になれることを目指す必要があるものと考えています。

引き続き、私と職員が一丸となって、生成A Iを効果的に活用した業務改革を進め、業務の質や組織力を向上させることで、将来にわたる県民サービスの向上につなげてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 私は、今回の代表質問の作成に当たりまして、選挙後にこの質問の原稿に着手することから、大変時間がなくて、大分A Iに尋ねました。といっても、A Iの文章をそのまま丸写しすることはありません。ただ、参考事例として、こういうことはどういうふうな考えができるんだというふうに聞くと、ちゃんと一応A Iの考えを言ってくれます。それをうのみにすれば大変なことになるなと思うし、それをチェックするために、また別の分で調べる、こういう繰り返しがある意味では、A Iの正確性につながってくるのかな。全く使わないで、一から調べると相当の時間がかかる、この辺の効率性もメリットとして使うということは大変大事な事かなというふうに思いますので、ぜひ、この辺のことも県としてしっかりと考えて、そして、とにかく安全にといいますか、情報の保持にもしっかりと努めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

これは、ウォーターPPPと、初めて聞く方もおるかもしれません。PPって、笛の音ではな

く、これは単純に、後で説明しますが、このことについてちょっと確認をさせていただきます。

今、全国各地で上下水道の老朽化による漏水などのトラブルが多発しています。原因としては、戦後や高度成長期に一気に整備されたものが、今日耐久年数を迎え、腐食や強度の劣化が進み、管の破損などで大きな被害をもたらしています。

記憶に新しい事故として、昨年1月に起きた埼玉県八潮市の大口径の下水道管が腐食により破損し、大規模な道路陥没が発生、走行中のトラックが転落し、運転手が亡くなりました。この復旧には、あと4～5年かかるとも言われ、膨大な予算が必要とされています。

また、上下水道の主要施設である浄水場や下水道処理施設も、建設から長い歳月を迎え、新設や補修などに追われる現状にあります。

そこで、国は、上下水道施設の老朽化に伴い、維持管理に多大な費用がかかっている現状、また、人口減少による水道料金等の収入減や職員不足による技術継承の困難さも課題になることから、こうした課題に対応するため、水道分野の官民連携、いわゆるウォーターPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップの導入が検討され、政府も積極的に推進しています。

特に、2027年度以降は、污水管の改築に対する社会資本整備総合交付金の交付要件として、ウォーターPPPの導入を決定済みであることが必須となるため、自治体は導入を急ぐ状況にあります。

このウォーターPPPについては、2つの方式があります。

まず1つ目が、管理、更新一体マネジメント方式、いわゆるレベル3.5と言います。これに4つの分がありますけれども、4つ大まかに言います

けれども、長期契約、原則は10年、性能発注、業務水準のみを提示すること、そして、3番目に、維持管理と更新の一体マネジメント、4番目に、プロフィットシェア、費用削減分、お互いもうけたら行政と民が半分ずつするということですが、

また、2つ目に、コンセッション方式、これはレベル4と言いますが、1つ目に、民間事業者が施設の運営権を持つ、原則10年から20年と。また、2番目に、原則利用料金を徴収するという業務、3番目に、より高度な官民連携の形態であるということになります。

本県の現状を見てみますと、上水道については所有していませんが、工業用水では、有明工業用水、八代工業用水、苓北工業用水があります。苓北工業用水以外は、令和3年度からコンセッション方式、レベル4を採用し、現在運用されています。

そして、本県が所管する4つの下水道事業において、今後の対応として、国の方向性及び本県の課題を踏まえ、ウォーターPPPの導入検討を行っているようですが、そこで、幾つか気になる点がありますので、お尋ねをしたいと思います。

まず、ウォーターPPPを導入することにより、国内外の大手企業が参入する可能性が高くなります。そのことにより、地元企業の参入が厳しくなるとの声や、仮に地元企業によるJVを参加要件とする例もありますが、発注者側で具体的にはどのくらい配慮するか分からない、また、今後下水道事業の広域化や集約化も検討されると、地元企業側では、そもそも管理する施設自体が減少し、仕事なくなるのではないかと心配もあるようです。

また、熊本地震や令和2年の豪雨災害でも、地場企業の協力は大きな実績でしたが、仮に地場企

業が衰退すれば、災害時の協力がおぼつかなくなると心配する声もあります。

最後に、別の角度での心配事に、ウォーターPPP、コンセッション方式、いわゆるレベル4を採用しているここ15年間の水道事業は、世界で35か国、少なくとも180件に上り、一部では失敗に終わり、再び公営化されたところも少なくないと聞いています。

このような不安もある中で、県は、これまで関係者との意見交換をされてきたのでしょうか。また、納得していただいているのでしょうか。気になる所所であります。

木村知事は、令和6年5月の末、当時の自見大臣とウォーターPPPについてオンラインでの意見交換で、積極的に推進することで合意したと発表されておりました。

そこで、改めて木村知事にお尋ねをします。

既に取り組んでいる工業用水のウォーターPPP運営については問題がないのか、また、今後進めようとしている下水道事業において、地元企業に対する配慮とウォーターPPP導入についての思いをお伺いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 県民生活や企業活動を水分野で支える上下水道や工業用水道は、一旦災害や事故により使えなくなれば、大きな影響を及ぼすことになる重要なライフラインでございます。

道路や港湾などのインフラ行政全般において、職員数の減少や施設の老朽化が進む中、特に水分野においては、それらに加えて、人口減少に伴う事業収入の減少などの課題もあり、国は、この課題解決に向けて、民間の創意工夫と資金を活用するコンセッション方式による官民連携を推進してきたところでございます。

近年になって、上下水道管の老朽化による破損

を起因とした漏水や道路陥没の頻発など課題が顕在化してきたこともあり、国は、令和5年度から、新たな官民連携方式である、議員御指摘の管理、更新一体マネジメント方式を、従来の方式と併せてウォーターPPPと称し、さらなる官民連携を促進する方針を打ち出しております。

私自身も、総務省で、上下水道や工業用水道など公営企業を担当しておりましたので、水分野における官民連携の推進がますます重要であることは十分認識しております。

まず、工業用水道についてお答え申し上げます。

本県では、令和3年4月から、工業用水道分野では全国初となるコンセッション方式を導入し、特別目的会社、ウォーターサークルくまもと株式会社を運営権者として、20年間の長期契約を締結しております。

導入に当たり、課題分析や関係者との丁寧な意見交換を重ねた上で制度設計を行った結果、運営権者からは、リスク管理体制の高度化により、20年間で約15億円の事業費を縮減する提案を受けております。さらに、人材育成や地域経済への貢献などの提案についても効果を期待しているところでございます。

事業開始以降、運営権者において、11億円を超える設備更新や修繕が着実に実施され、施設の状態を示す管理指標であります施設健全度のポイントも5ポイント以上上昇して、評価ランクが最上位の健全に移行するなど、施設の安全性、信頼性の向上が図られております。

また、維持管理体制についても、地元企業の参入の下、強化が図られており、これまで大きなトラブルや事故は発生しておりません。工業用水の安定供給も確保されるとともに、運営効率やサービスの品質の向上が確認されており、コンセッ

ョン方式による運営は、順調に進展していると言ってよいと思っております。

次に、下水道事業におけるウォーターPPPの導入についてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、国は、污水管の改築に係る交付金事業の採択要件として、令和9年度以降、ウォーターPPP導入が決定済みであることを条件としており、県内においても、この制度の導入に向けた検討を進めてきたところでございます。

今年度は、整備中の特定公共下水道も新たに対象に加えて、県内下水道の管理運営を担う地元企業に対する説明会の開催や、県内企業を含む多業種の企業を対象に、本制度への参入意欲等を把握するアンケートの実施などにより、約50社からの意見、御回答をいただきました。

地元企業からは、施設の運営、維持管理は地元企業を優先活用すべきですとか、緊急時の対応は地元でないとできない、事業規模が大きくなると、対応できる事業者が限られるなどの意見がございました。

これらを踏まえ、今後、県が管理する流域下水道においては、官民連携方式や対象範囲の検討に当たって、地元企業が参入しやすい要件や入札時の評価基準などについて検討を進めてまいるところでございます。

私は、令和6年5月に、当時の自見はなこ内閣府特命担当大臣との会談の場で、地域の実情を踏まえつつウォーターPPPを推進していくという思いをお伝えしております。

引き続き、関係者と意見交換を重ね、地元企業の参画機会の確保に配慮しながら、ウォーターPPPの導入に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 このウォーターPPP、公が担うもの、また民間に託せるもの、こういうこともしっかり考えながら、そして国の方針もあるでしょう。しかし、先ほど知事が言われました、やはり地元の状況も踏まえながら考えていく、このことの視点は大変大事だと思いますので、ぜひ、また地元企業との懇談とか、いろんな形でのこともまたしっかりと対応していただければというふうに思います。

では、次の質問でございます。

県立高校の入試状況、定員内不合格についてということで質問をさせていただきます。

県立高校の問題について質問いたします。

昨年11月の一般質問では、県立高校のあり方検討会の内容に触れ、その中で、県立高校における郡部の定員割れ問題、市内の大規模校の学級減の問題を質問し、それに伴う私立高校の定員の在り方についても伺いました。

既に、県立高校の前期(特色)選抜は2月2日に実施され、2月9日には合格内定者の通知がなされました。そして、後期(一般)選抜は、まさに明日4日から実施されます。受験生の皆様にとりましては、本日は何かと落ち着かない1日だと思いますが、体調を万全に整え、実力を発揮し、志望校合格の栄冠をぜひつかみ取っていただきたいと願っています。

ところで、今回の高校入試に関しての県下の出願状況を詳しく見てみますと、県立高校全50校中39校が募集人員に満たない状況です。受験生の中には、私立高校も併せて受験し、既に合格の切符を手にしている生徒もいることから、県立高校の最終合格者数の確定は3月下旬までは分からないと思いますが、それでも定員割れする高校は、昨年より増えると推測されます。

そこで、第1点目の質問ですが、県は、これま

で、県立高校の魅力を訴え、受験生増加に向け尽力をされておりますが、今回の県立高校の出願の状況について、どのような感想をお持ちか、お伺いいたします。

次に、第2点目の質問ですが、定員内不合格者についてお尋ねをします。

全国の公立高校では、何らかの事情で定員内不合格者となる生徒がいます。文部科学省が昨年12月に公表した調査結果では、2025年の入試では、延べ1,770人に上り、そのうち4県では100人を超えるようです。

ちなみに、過半数で延べ20人以上の定員内不合格者が出ており、最も多かったのは沖縄県で224名、北海道や茨城県などではゼロ、本県は5人以下だったそうです。これだけ差があるということは、各都道府県の判断基準に違いがあるのではないかと思います。

このような現状を踏まえ、文部科学省は、2024年、学ぶ意欲を有する生徒に対して、学びの場が確保されることは重要として、全国の教育委員会に、定員内不合格者を出さないよう取り扱っている例を含め、他の教育委員会における入学者選抜の実施方法等を参照するとともに、合理的な説明となっているかについて、改めて検討するよう通知していると聞いています。

本県も、少数ではありますが、定員内不合格を出しています。私は、受験に挑戦する段階で、学ぶ意欲があるという表れだと思います。

そこで、本県の可否の判断基準や今後の対応について、県の考え方をお尋ねいたします。

次に、第3点目の質問ですが、1月の下旬、地元紙の記事で、県内私立高校が授業料の値上げ予定と掲載されておりました。理由としては、人件費の高騰、教育の質の向上などの理由があるようですが、4月から私立高校の授業料が実質無償化に

なることから、この時期を最大限に活用するとの意見もあるようで、いずれにしても、無償化を支えるのは国民の税金であります。必要不可欠なことであれば、丁寧な説明が求められると思います。

そこで、私立高校では値上げの案が出ていますが、県立高校の今後の授業料について、県はどのように考えておられるのか。

以上3点、越猪教育長にお尋ねをいたします。

[教育長越猪浩樹君登壇]

○教育長(越猪浩樹君) まず、1点目の今年度の出願状況についてお答えします。

今年度の中学卒業予定者数は、昨年に比べ166名増加しているにもかかわらず、県立高校後期(一般)選抜の出願者数は、昨年度より285名減少しており、定員割れの高校も2校増加するなど、厳しい状況であると認識しています。今後、さらなる分析を行い、県立高校の魅力化につなげてまいります。

次に、2点目の定員内不合格についてお答えします。

議員御案内の文部科学省通知によると、定員内不合格については、それ自体が直ちに否定されるものではないとされており、高校入試については、校長が受験者の能力、適性等を総合的に考慮し、可否の判定を行っています。

県教育委員会としては、定員に満たない学校、学科等における入学者の選抜では、多くの生徒が入学できるよう配慮することを各県立高校に対して周知してまいります。

最後に、3点目の県立高校の今後の授業料についてお答えします。

県立高校における授業料の水準につきましては、地方財政計画において基準が示されており、本県でも、これを踏まえて授業料を設定し、全国

的にも統一の金額となっています。

今後も、県立高校の授業料の取扱いにつきましては、地方財政計画の見直しや制度改正の動向を踏まえて対応してまいります。

引き続き、おおむね10年先を見据え、関係団体と連携しながら、県立高校の子供たちの学びの確保に向け、全力で取り組んでまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 11月の議会では、一番最後の質問が教育長への質問でございまして、大変時間がないうちでばたばたして答弁していただいたということで、今回は一番最後じゃなく、繰り上げて順番を上げて、安心して答弁ができるように配慮したつもりでございます。

その分、県立高校の定員割れ、大変深刻な分でございます。私が先週行った牛深高校の卒業生は37名でございました。また来年はそれより少ないというふうに言われております。だんだんだんだん、定員割れというのは、もう本当59校中39校で、さらに増えると大変な状況かなというふうに心配をするところでございます。

また、一方で、授業料、いろいろあります。高校無償化になって大きな変化が今から公立、私立、影響があるのかなと思ひ、この問題については、今後もずっと監視をしていきたいというふうに思ひます。

最後の質問になります。

子ども食堂を活用した困難な状況下の子供への支援について、ちょっと質問させていただきま

す。子ども食堂については、これまで、ほかの議員の皆様が、事業運営者等からの御意見や要望を踏まえて、あらゆる角度から質問されていると認識しています。私も、県下の同僚議員が受けた相談を聞いたり、子ども食堂の運営者から直接意見を

お伺いしたこともあります。

私の場合には、主に、事業を運営するに当たり、利用者の増加による運営費の不足やスタッフの人員確保の課題でした。

そもそも、子ども食堂の始まりは、独り親家庭では保護者が仕事や家事に追われてしまうため、子供が十分な栄養の食事が取れない、また、孤食状態になることも増えてきていることから、そうした子供たちに対して、無料または低料金で食事を提供することを目的として始まったと聞いていましたし、そういうことだと私は認識してきました。

しかし、昨今の子ども食堂は、皆同じ状況ではなく、それぞれに取組にも特徴があり、利用者の幅もそれぞれ違うようです。

そこで、私は、現在子ども食堂がどのような形で運営されているのか、利用者の状況はどうか、詳しく理解するため、2月初めに、市内のある子ども食堂の視察を行いました。残念ながら、私が訪問した日は食事ができる日ではなく、施設内の見学や経営者の話を伺うだけでしたが、初めて現場の様子を見て、利用状況を伺い、しかも、ボランティア精神で取り組まれていることにとっても感動しました。

そこで、私が一番知りたかった、独り親家庭で保護者が仕事や家事に追われてしまうために、子供が十分な栄養と食事を取れない孤食状態になる子供たちが利用できているのか、また、いじめなどの理由から家を出ることができない子供たちは、ちゃんと施設に足を運び、利用できているのかといったことを確認しました。

すると、子ども食堂の運営者としては、家庭状況をつぶさに把握するのは限界があり、不登校など家から出られない状況を把握できる家庭は個別に食事を配達することもあるとのことでした。

子ども食堂も、元気な子供たちにとっては、コミュニケーションの取れる大変よい施設になりますが、様々な理由で学校に一時的に通うことができない子供たちには、行きづらい、利用しにくい場所になっている場合もあると思います。

聞くところによると、今は、子供や大人が気軽に利用できる地域のオアシスのようにになっている場所も増えているようで、しかし、本来利用してもらいたい子供たちが利用できていなければ、何かしら寂しいものがあります。

私としましては、そういった場所であっても、困難な状況に置かれている子供たちのため、行政としては、その状況に合わせた支援の在り方を検討される必要があるのではないかと考えます。

そこで質問します。

不登校やいじめなどの理由で、子ども食堂に自ら進んで行くことができない困難な状況下の子供もいると思いますが、県は、こうした子供について、子供の置かれた状況に合わせた支援の在り方を検討する必要があると思います。県の子ども食堂を活用した困難な状況下にある子供への支援について、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 子ども食堂は、地域のボランティアの方々の自主的な活動によって運営されています。食事の提供を通じて、子供が安全、安心して過ごすことができる居場所を提供し、地域の方々とつながりを育み、大人が子供を見守ることができる場として期待されています。

議員御指摘のような、不登校やいじめなど、明らかに困難な状況にある子供や家庭に対しては、市町村が個々の状況に応じたサポートプランを作成し、学校や関係機関等と連携しながら見守る体制をつくっています。

そのサポートプランにおいて、子ども食堂の強みである居場所としての機能を活用できれば、こうした子供が地域とつながる初めの一步として、有効な支援策になると考えられます。

このように、子供や家庭の状況に応じた支援を届けるためにも、市町村が地域の子ども食堂の活動状況や特色を把握し、継続的に緊密な関係をつくっていくことが大切です。

県においては、市町村が困難な状況にある子供にいち早く気づき、より実効性の高い支援につなげていけるよう、子ども食堂との連携の在り方を市町村とともに考えてまいります。

困難な状況にある子供たちが前向きに希望を持って成長できるよう、地域全体で見守り、支援する体制を整えてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 子ども食堂の由来をAIで聞いてみました。そしたら、AIが教えてくれました。東京のある八百屋さんが、余っている食材を、もったいないと、それで、食べるに困る子供さんたちがいれば、この野菜を使って食事を提供しようということで始まったのが、東京の最初の子ども食堂だったそうでございます。AIもためになるなと思いました。

そこで、うのみにせず、今度は逆に、いろんな文献を調べたら、確かに同じようなことがあって、あ、正しい情報だったなと思いました。

そのときの精神は、本当に今では考えられないかもしれませんが、食べるに食べれない子供さんが間違いなく世の中にいると、その子供さんたちにどうにかして手を差し伸べたいとの思いから、まさにボランティアの精神から始まった子ども食堂。

今は時代が変わり、いろんな立場が変わり、いろいろ支援をもらわなきゃいけないとか、そうい

う考えもありますけれども、原点から考えると、本当に子ども食堂に来てもらいたい子供が来ているかということのチェックはどこかでしておかないと、何かしら元気な子供ばかりで、わあわあ騒いでという形ばかりの方向性ではどうなのかなという考えもあるかなというふうに思って、今回取り上げさせていただきました。

私には、近年まれに見る時間の余る質問というふうになりまして、大変感慨深いものがございます。

本当に皆様に御清聴いただき誠にありがとうございました。(拍手)

○副議長(緒方勇二君) 以上で本日の代表質問は終了いたしました。

明4日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第4号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時38分散会

